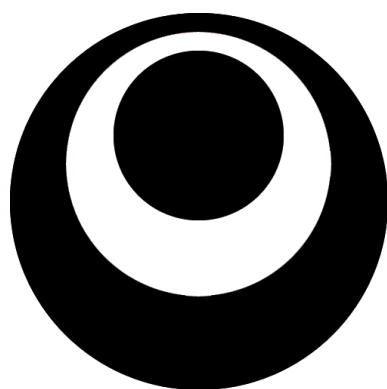


令和6年度

事業概要



沖縄県中央食肉衛生検査所
沖縄県北部食肉衛生検査所

はじめに

平素より当県の食肉衛生行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、我が国の人口は年々減少し、少子高齢化による労働力人口の減少が大きな社会問題となっています。このような社会情勢に伴い、今後はさらに業務の効率化、労働環境の質の向上、また多様な働き方などを実現することが求められています。

厚生労働省は、と畜検査及び食鳥検査の省力化と信頼性向上を目的に「人工知能技術を用いた画像診断による食肉検査補助モデルの構築に関する研究」を令和7年度から3年間、と畜場及び食鳥処理場でのモデル事業等を実施するとしています。

このように社会構造の変化、情報化社会及びデジタル化社会の進展に伴い、我々の業務は、情報通信技術(ICT)の導入、人口知能(AI)の発展及びロボットの活用により、今後、と畜検査等の検査のスマート化が予想されています。

次に、社会・経済活動の発展に伴う人流・物流のグローバル化に伴い、口蹄疫、アフリカ豚熱及び鳥インフルエンザなどの越境性動物疾病の我が国への侵入リスクが高い状況にあると言われています。

特に、高病原性鳥インフルエンザについては、ここ数年、全国各地で発生が見られ世界的にも感染が拡大し、野生の哺乳類や米国における乳牛及び猫への感染事例も報告されています。

また、昨年11月には、我が国で初めて牛のランピースキン病の発生が確認されました。

改めて、家畜保健衛生所をはじめ関係機関と緊密に連携を図り、各種家畜伝染病の発生時に備え体制の整備を構築してまいります。

食肉衛生検査所の業務は、「安全で衛生的な食肉・食鳥肉を確保することにより国民の健康の保護を図る」という重要な役割を担っています。

今後とも、社会情勢の動向を注視し、検査員の知識の習得、調査研究の推進、検査技術の向上を図り、厳正なと畜検査及び食鳥検査並びに施設側への衛生監視を実施し、関係機関と連携を図りながらより一層の食肉衛生行政の推進に取り組んで参ります。

ここに、令和6年度の事業概要をとりまとめましたので、業務の参考としてご高覧いただければ幸いです。

令和7年10月

沖縄県中央食肉衛生検査所
所長 大城 哲也

沖縄県北部食肉衛生検査所
所長 新垣 衡

凡 例

- ・「とく」は生後1年未満の牛、「こま」は生後1年未満の馬を表す
- ・表の空白部分は「0(ゼロ)」を表す

目 次

第1章 食肉衛生検査所

1	沿革	3
2	食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地	5
3	組織及び機構	6
4	職員構成	6
5	沖縄県行政組織規則(抜粋)	7
6	沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(抜粋)	8
7	事務分掌	10
8	歳入・歳出	12
9	食肉衛生検査所庁舎の平面図	13
10	主な検査機械器具(備品)	15

第2章 検査業務

I と畜検査業務

1	概要	19
2	検査統計	
(1)	と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因	20
(2)	月別と畜検査頭数	22
(3)	月別とさつ禁止頭数	22
(4)	月別全部廃棄頭数	23
(5)	畜種別の一部廃棄数	24
(6)	病畜の疾病内訳頭数	26
(7)	と畜検査頭数の推移	27
(8)	とさつ禁止頭数の推移	27
(9)	全部廃棄頭数の推移	28
(10)	開場日数及び検査延べ人数	29
(11)	衛生講習会	29
(12)	衛生監視	29
(13)	と畜検査データの還元	30

II 食鳥検査業務

1	概要	31
2	検査統計	
(1)	食鳥検査羽数 及び 食鳥のとさつ内臓摘出禁止又は廃棄したものの原因	32
(2)	月別食鳥検査羽数及び廃棄羽数	32
(3)	食鳥検査羽数の推移	33
(4)	開場日数及び検査延べ人数	33
(5)	衛生講習会	33
(6)	衛生監視	33

(7) 認定小規模食鳥処理場	34
----------------	----

Ⅲ 精密検査業務

1 概要

(1) 保留獣畜の精密検査件数及び検査結果	35
(2) 伝達性海綿状脳症(TSE)の検査件数	36

2 微生物検査

(1) 保留獣畜の精密検査件数	37
(2) 検査施設における信頼性確保	37

3 病理・寄生虫検査

(1) 保留獣畜の精密検査件数	38
(2) 病理組織学的検査件数	38

4 理化学検査

(1) 残留有害物質モニタリング検査(厚生労働省通知モニタリング検査)	41
(2) 残留抗菌性物質モニタリング検査	42
(3) 保留獣畜の精密検査件数	42
(4) 検査施設における信頼性確保	42
(5) GLP	43

第3章 研修・調査研究

1 研修及び講習会	47
2 調査研究	49

第4章 その他

1 と畜場及び食鳥処理場一覧

(1) と畜場	59
(2) 食鳥処理場	59
(3) 認定小規模食鳥処理場	60

2 使用料、解体料及び手数料一覧

(1) と畜場の使用料及びとさつ解体料	60
(2) と畜関係手数料	61
(3) 食鳥関係手数料	61
(4) 検査手数料の推移	61

3 沖縄県全体のと畜検査統計

(1) と畜場別のと畜検査頭数	62
(2) と畜検査頭数の推移	62
(3) と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	63

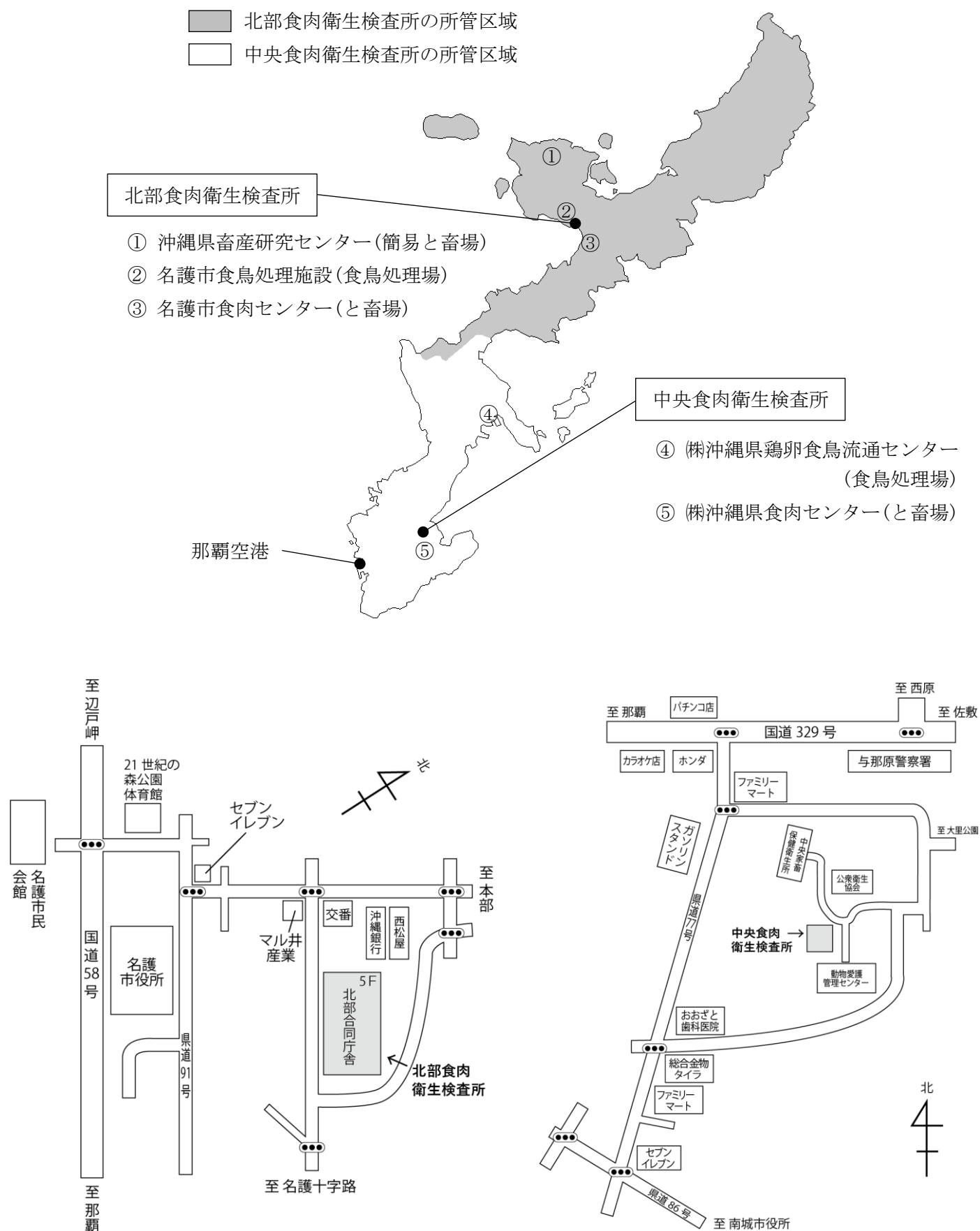
第 1 章 食肉衛生検査所

1 沿革

昭和 44 年 07 月	と畜場法に基づく食肉衛生行政を琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管
昭和 47 年 07 月	32 カ所のと畜場設置者に対しと畜場の構造・設備の改善を勧告
昭和 48 年 05 月	32 カ所のと畜場を 12 カ所に整理統合
昭和 49 年 04 月	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を那覇市曙に設置し、各保健所(名護・宮古・八重山を除く)で所管していたと畜検査業務を集中統合
昭和 49 年 06 月	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所北部支所を設置
昭和 54 年 03 月	沖縄県食肉衛生検査所を大里村大里 2015 番地に移転
昭和 55 年 04 月	(株)沖縄県南部食肉センターが(株)沖縄県食肉センターへ統合
昭和 57 年 03 月	沖縄県食肉衛生検査所北部支所を名護市字世富慶 923 番地に移転
昭和 60 年 04 月	(株)那覇ミートが(株)沖縄県食肉センターへ統合 沖縄県食肉衛生検査所が 2 課制から 4 課制(検査 1~4 課)となる
昭和 63 年 09 月 30 日	北部食肉センター(株)が廃業し、沖縄県協同食肉(株)として発足
平成 02 年 12 月 04 日	国道 329 号線道路改修のため沖縄県食肉衛生検査所北部支所を名護市名護 1453 番地に移転
平成 04 年 04 月 01 日	食鳥検査が開始され、沖縄食鶏加工(株)、(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センター、中央食品加工(株)、沖縄畜産(株)の 4 食鳥処理場が検査対象施設となる
平成 05 年 07 月 01 日	(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが処理羽数の減少のため認定小規模食鳥処理場となる
平成 05 年 10 月 27 日	沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部合同庁舎へ移転
平成 06 年 04 月 01 日	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を沖縄県中央食肉衛生検査所として、沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部食肉衛生検査所として設置、沖縄県北部食肉衛生検査所が 2 課制(検査第 1~2 課)となる
平成 07 年 09 月 29 日	沖縄県協同食肉(株)が廃業し、(株)沖縄県食肉センター名護分工場として発足
平成 09 年 04 月 14 日	沖縄畜産工業(株)がと畜場を廃止し、同月 15 日に中部食肉センター(株)へ統合
平成 09 年 05 月 17 日	沖縄畜産(株)が食鳥処理場を廃止
平成 10 年 04 月 01 日	(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが食鳥検査対象の食鳥処理場となる
平成 12 年 03 月 31 日	(株)沖縄県食肉センター名護分工場が大動物処理施設を廃止
平成 13 年 02 月 28 日	(株)沖縄県食肉センター名護分工場が小動物処理施設を廃止
平成 13 年 03 月 27 日	(株)真玉橋食肉センターが廃業 沖縄県中央食肉衛生検査所が 4 課制から 3 課制となる
平成 13 年 10 月 18 日	牛海綿状脳症(BSE)全頭検査開始
平成 14 年 04 月 30 日	(株)沖縄県食肉センターが山羊処理施設を廃止
平成 15 年 02 月 12 日	(株)沖縄県食肉センターに新しい牛のとさつ解体処理施設が完成
平成 15 年 04 月 01 日	名護市食肉センターが操業開始 沖縄県中央食肉衛生検査所の検査第 3 課が精密検査課となる
平成 15 年 04 月 30 日	中部食肉センター(株)がと畜場を廃止

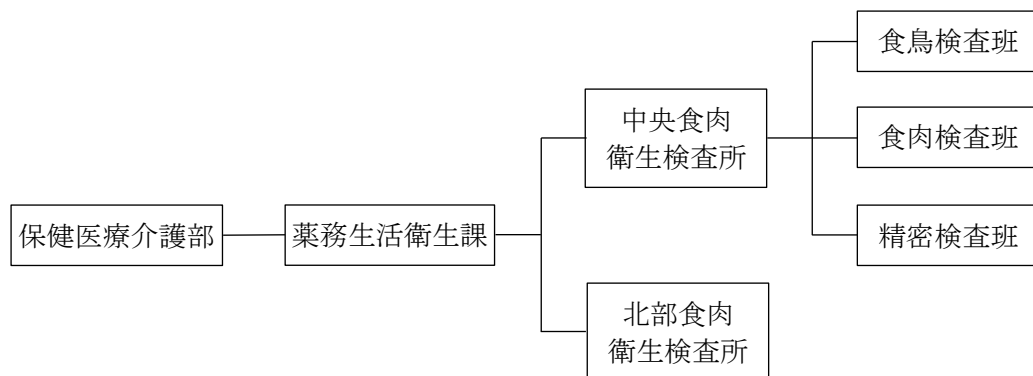
平成 17 年 10 月 01 日	山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) 全頭検査開始
平成 18 年 04 月 01 日	沖縄県行政組織規則により課制を班制とし、沖縄県中央食肉衛生検査所は 3 班、沖縄県北部食肉衛生検査所は班なしとする
平成 23 年 05 月 26 日	(株)沖縄県食肉センターに新しい豚・山羊・めん羊のとさつ解体処理施設が完成
平成 25 年 07 月 01 日	牛海綿状脳症 (BSE) 検査対象牛が 48 ヶ月齢超になる
平成 26 年 09 月 12 日	沖縄県中央食肉衛生検査所を新築
平成 28 年 06 月 01 日	健康山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) 検査の廃止
平成 29 年 04 月 01 日	健康牛の牛海綿状脳症 (BSE) 検査の廃止
令和 元年 07 月 12 日	沖縄食鶏加工 (株) と (有) 中央食品加工が食鳥処理部門の協業体として沖縄県食鳥処理協業組合を発足させて名護市食鳥処理施設を新築し、同月 16 日から操業開始
令和 元年 07 月 20 日	(有) 中央食品加工が食鳥処理場 (名護市許田) を廃止
令和 元年 08 月 01 日	沖縄食鶏加工 (株) が食鳥処理場 (豊見城市長堂) を廃止
令和 02 年 04 月 01 日	食肉及び食鳥肉の輸出に係る衛生証明書の発行業務を開始
令和 03 年 06 月 01 日	と畜場及び食鳥処理場の HACCP に基づく衛生管理が開始される

2 食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地



3 組織及び機構

令和6年度



4 職員構成 (令和6年4月1日時点)

	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所
	所 長	食 鳥 検査班	食 肉 検査班	精 密 検査班	合 計	(班なし)
所 長(技術)	1				1	1
副 所 長(技術)						1
班 長(技術)		1	1	1	3	
主 幹(技術)			1		1	1
主 査(事務)		2			2	
主任技師(技術)		2	9(2)	3	14(2)	8
主 任(技術)			4(2)	3(1)	7(3)	1(1)
主 任(事務)						1
技 師(技術)			2		2	3
合 計	1	5	17(4)	7(1)	30(5)	16(1)
嘱 託 職 員		1	7		8	7

()内は育休中職員数(内数)

5 沖縄県行政組織規則(抜粋) (令和6年4月1日時点)

第3章 出先機関

第5節の3 保健医療介護部関係出先機関

第5款 食肉衛生検査所

(設置、名称、位置及び所管区域)

第162条 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県 中央食肉衛生検査所	南城市	宜野湾市 浦添市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 中頭郡 島尻郡（伊平屋村、 伊是名村及び久米島町を除く。）
沖縄県 北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

(内部組織)

第163条 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名 称	内 部 組 織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

(所掌事務)

第164条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のとさつ及び解体に関する検査並びに食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

6 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び 決裁に関する規則(抜粋) (令和6年4月1日時点)

(委任)

第3条 知事は、別表第1及び別表第2の所長等の欄に掲げる所長等に委任事項の欄に掲げる事務を委任する。

別表第2

食肉衛生検査所長 委任事項

- 1 と畜場法(昭和28年法律第114号)第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。
- 2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。
- 3 と畜場法第14条第1項から第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。
- 4 と畜場法第14条第3項第2号(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、獣畜の皮等の持ち出しを許可すること。
- 5 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 6 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。
- 7 と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。
- 8 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。
- 9 食鳥処理法第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 10 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。
- 11 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 12 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 14 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 15 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 16 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 17 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 18 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 19 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 20 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を

徴収すること。

- 21 食鳥処理法第 38 条第 1 項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等を検査し、関係者に質問し、食鳥とたい等の一部を収去すること。
- 22 食品衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。
- 23 食品衛生法第 30 条第 2 項の規定に基づき、営業の施設等について監視指導を行わせること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。
- 24 食品衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄を命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 25 食品衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の食品衛生上の危害を防止するための必要な処置（廃棄を除く。）をとることを命ずること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。
- 26 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定に基づき、食品に係る輸出証明書（と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、又は加工された食鳥肉に係る衛生証明書に限る。）を発行すること。
- 27 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づき、と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、又は加工された食鳥肉に係る衛生証明書の発行を受けた者等に対し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

7 事務分掌(令和6年4月1日時点)

(1) 中央食肉衛生検査所

食鳥検査班

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関すること。
- 2 庁舎管理及び財産(物品)に関すること。
- 3 と畜検査及び食鳥検査業務の企画調整に関すること。
- 4 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 5 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 6 食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 7 食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 10 その他、他班に属さない事務に関すること。

食肉検査班

- 1 獣畜のとさつ又は解体に関する検査に関すること。
- 2 と畜場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 3 人獣共通伝染病の調査に関すること。
- 4 食肉衛生に関すること。
- 5 衛生指導教育に関すること。
- 6 伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関すること。
- 7 と畜場の変更届等事務に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 その他、班の業務に関すること。

精密検査班

- 1 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
- 2 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
- 3 と畜検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 4 試験検査の精度管理に関すること。
- 5 衛生指導教育に関すること。
- 6 食肉衛生に関すること。
- 7 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 8 伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 10 その他、班の業務に関すること。

(2) 北部食肉衛生検査所

食鳥検査

- 1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条に基づく食鳥の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導。
- 6 食鳥処理場の衛生管理指導及び従業員への衛生教育。
- 7 食品衛生法第 28 条に基づく食鳥肉の収去検査。
- 8 食鳥処理場の変更届等の審査等に関すること。
- 9 食鳥検査にかかる事務処理(処分命令書の交付、病歴等のデータベース策定等)。

と畜検査

- 1 と畜場法第 14 条に基づき、と畜場で実施する獣畜のとさつ及び解体時の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 伝達性海綿状脳症(TSE)検査に関すること。
- 6 食品衛生法第 28 条に基づく食肉の収去検査。
- 7 と畜場の施設管理指導及び従業員への衛生教育。
- 8 と畜場の変更届等の審査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- 10 と畜検査にかかる事務処理(措置命令書の交付、病歴等のデータベース策定等)。

精密検査

- 1 上記食鳥検査及びと畜検査の 2、3、4 の検査に係る補助業務(培地作成、測定機器の整備等)。
- 2 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 3 検査に関連する疾病の調査研究に関すること。
- 4 危機管理(高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等)対応に関すること。
- 5 関係機関(農林水産部局、国等)との連絡調整に関すること。

8 歳入・歳出

(1) 歳入

(円)

費 目	機関	前年度決算額	決算額	内 訳 (頭 又は 羽)				
と 畜 検 査 手 数 料	中央	59,906,000	58,586,100	牛	とく・こま	馬	豚	山羊・めん羊
	北部	30,418,600	30,948,000	2,192	7	13	190,168	1,104
	計	90,324,600	89,534,100	34			102,674	627
食 鳥 検 査 手 数 料	中央	1,591,124	1,518,068	平日 (3 円/羽)		時間外・休日 (4 円/羽)		
	北部	12,729,966	12,588,785	373,716		99,230		
	計	14,321,090	14,106,853	2,734,599		1,096,247		
証明書発行 手 数 料	中央	4,800	8,800	400 円×22 件				
合 計		104,650,490	103,649,753					

(2) 歳出

(円)

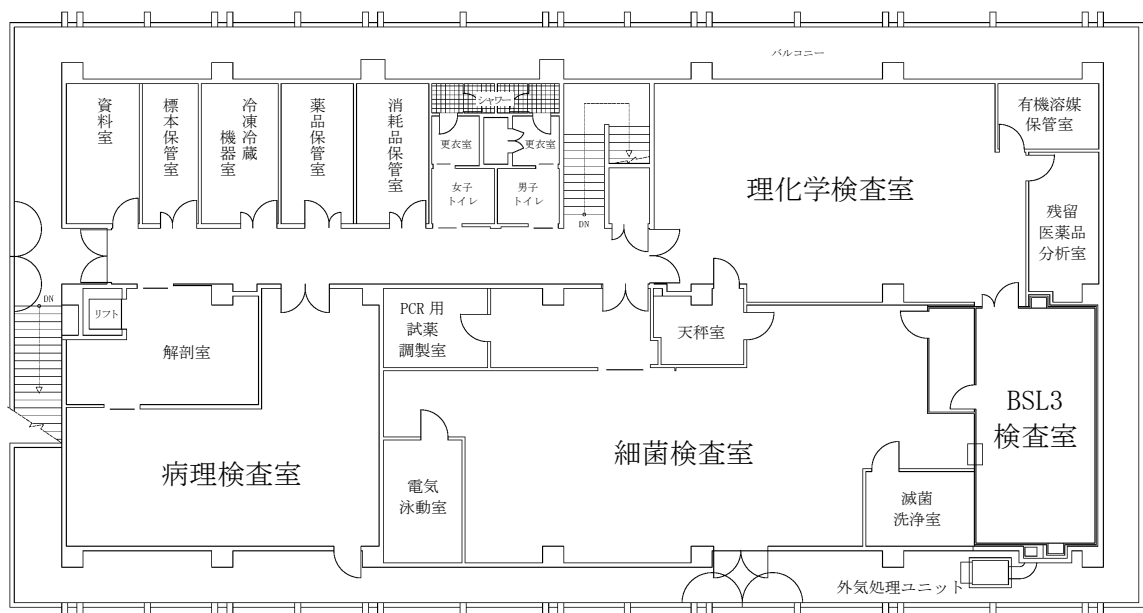
費 目 (食品衛生指導費※)	中央食肉衛生検査所		北部食肉衛生検査所	
	令達予算額	決算額	令達予算額	決算額
報 酬	18,178,000	18,136,850	17,249,000	17,248,341
共 済 費	5,212,000	4,152,514	2,989,000	2,103,998
旅 費	3,434,000	3,178,198	3,085,860	3,071,465
需 用 費	15,055,000	14,650,440	4,027,276	4,027,276
役 務 費	5,869,000	6,323,371	3,535,472	3,535,472
委 託 料	5,378,000	5,368,880	1,116,434	1,116,434
使用料及び賃借料	5,033,000	5,026,398	2,825,856	2,825,856
備 品 購 入 費	730,000	729,300	161,700	161,700
負担金、補助及び交付金	202,000	174,720	82,760	82,760
公 課 費	15,000	15,000	0	0
合 計	59,106,000	57,755,671	35,073,358	34,173,302

※給料、職員手当等及び正職員の共済費は除く

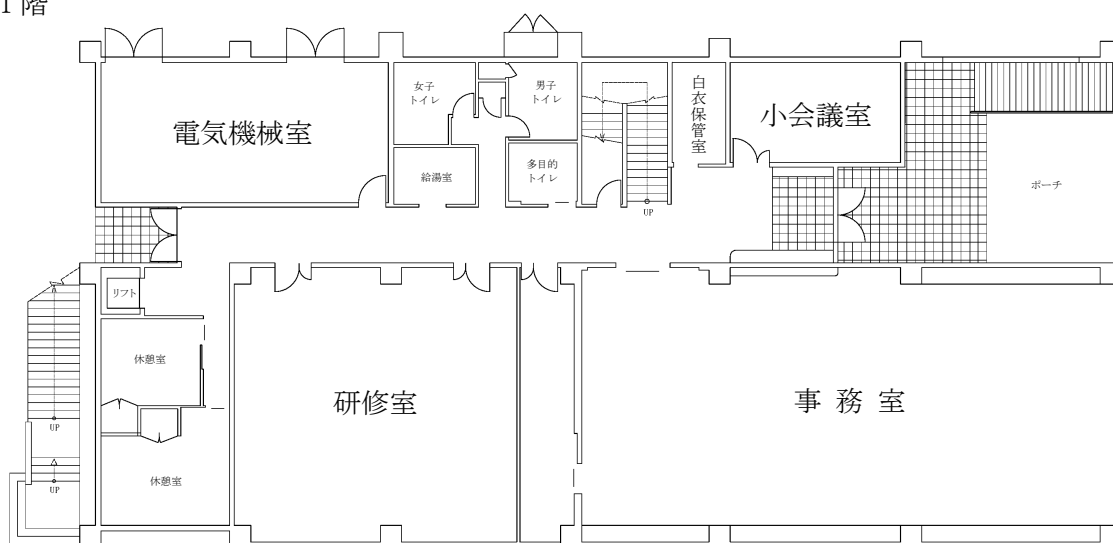
9 食肉衛生検査所庁舎の平面図

(1) 中央食肉衛生検査所

2 階

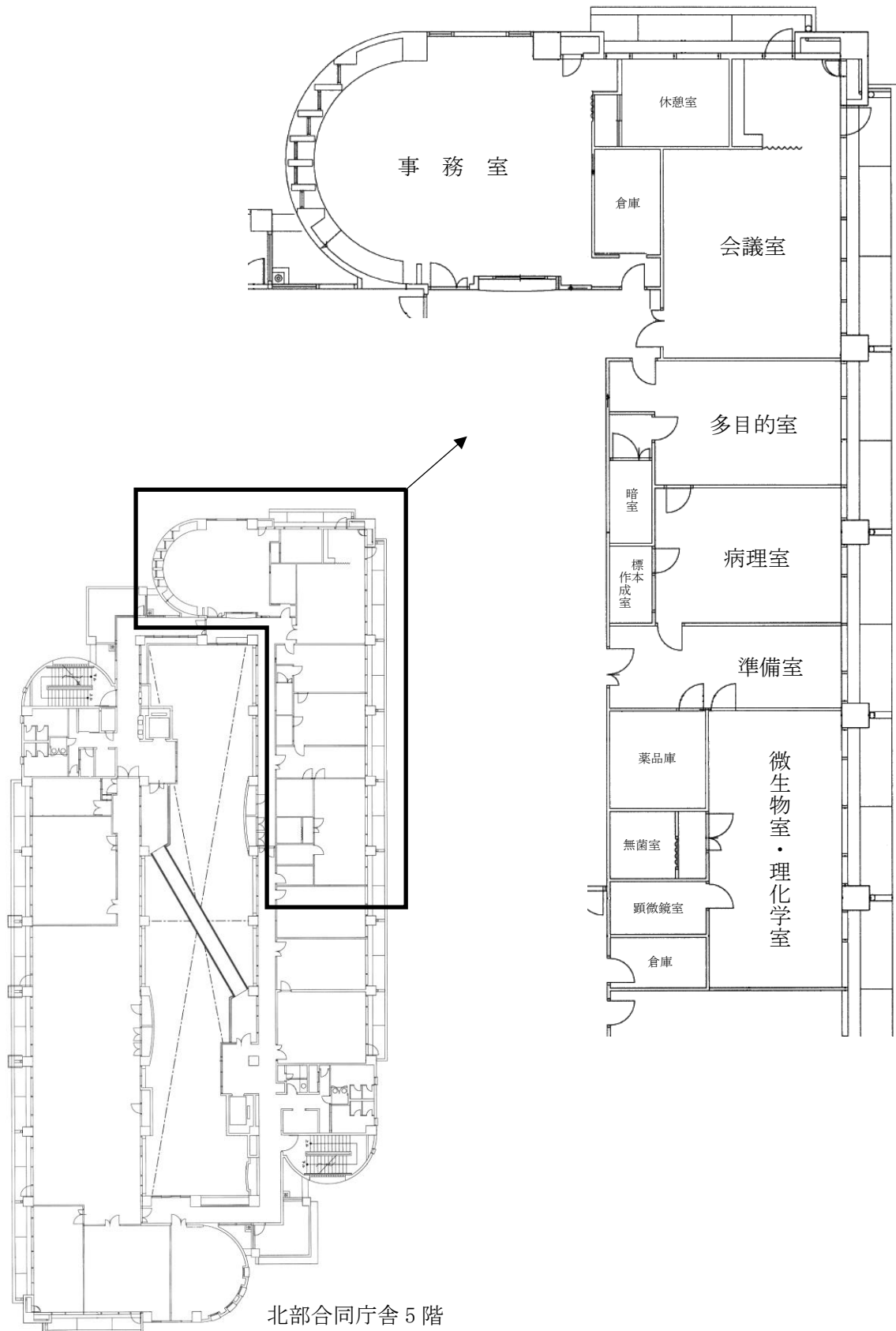


1 階



構 造	鉄筋コンクリート造・2階建
総 工 費	449,526,660 円
敷地面積	2,463 m ²
延床面積	1,018 m ²
1 階	479 m ²
2 階	539 m ²

(2) 北部食肉衛生検査所



10 主な検査機械器具(備品)

(1) 中央食肉衛生検査所

微生物関係・TSE 関係

No.	品 名	数量
1	遠心分離機	6
2	光学顕微鏡	1
3	ディスカッション顕微鏡	1
4	生体顕微鏡デジタルカメラシステム	1
5	電気冷蔵庫	5
6	フリーザー	2
7	ディープフリーザー	2
8	製氷機	1
9	純水製造装置	1
10	サーマルサイ클ラー	2
11	リアルタイム PCR 装置	1
12	電気泳動装置	4
13	ゲル撮影装置	1
14	インキュベーター	8
15	電気低温乾燥機	1

No.	品 名	数量
16	高圧蒸気滅菌器	5
17	電子天秤	2
18	ストマッカー	4
19	クリーンベンチ	1
20	バイオハザード対策用セーフティキャビネット	2
21	菌液調整用濁度計	1
22	振とう恒温槽	1
23	ウォーターバス	1
24	超音波洗浄機	1
25	ヒートブロック	4
26	マイクロプレートリーダー	1
27	マイクロプレートウォッシャー	1
28	多検体細胞破碎機マルチビーズショッカー	1
29	ビーズ式破碎装置	1
30	低湿保管庫	1

病理関係

No.	品 名	数量
1	蛍光装置	2
2	光学顕微鏡	2
3	ディスカッション顕微鏡	1
4	実体顕微鏡	1
5	透過性ノマルスキー型微分干渉顕微鏡	1
6	顕微鏡用デジタルカメラ	1
7	SL 写真撮影装置	1
8	完全密閉式包埋装置	1
9	パラフィン包埋ブロック作成装置	1
10	臓器用写真撮影装置(一眼レフ)	1

No.	品 名	数量
11	パラフィン溶融器	1
12	パラフィン伸展器	2
13	ロータリーマイクロトーム	2
14	組織固定用振とう器	1
15	ドラフトチャンバー	1
16	ラミナーテーブル	1
17	薬用保冷庫	1
18	ドライキャビネット	2
19	電子天秤	1

理化学関係

No.	品 名	数量
1	乾熱滅菌器	1
2	赤外線水分計	1
3	ホモジナイザー	3
4	アスピレーター	2
5	ウォーターバス	3
6	電子天秤	2
7	生化学検査機器 スポットケム	1
8	高速液体クロマトグラフ	1
9	恒温振とう培養器	1
10	血球分類計算機	2
11	インキュベーター	5
12	フリーザー	2
13	超音波洗浄機	2
14	超音波ピペット洗浄機	1

No.	品 名	数量
15	バーチカルシェーカー	1
16	ロータリーエバポレーター	3
17	マイクロチューブポンプ	1
18	冷却水循環装置	3
19	ヴァックエルートV システム	1
20	ドラフトチャンバー	1
21	遠心分離機	1
22	ヘマトクリット遠心機	1
23	pH メーター	1
24	デシケーター	1
25	電気冷蔵庫	2
26	ディープフリーザー	3
27	ダイヤフラム真空ポンプ	3

(2) 北部食肉衛生検査所

微生物関係

No.	品 名	数量
1	顕微鏡	1
2	実体顕微鏡	1
3	恒温培養器	5
4	恒温槽	2
5	遠心分離機	6
6	クリーンベンチ	1
7	ゲル撮影装置	1
8	菌液調整用濁度計	2
9	サーマルサイクラー	1

No.	品 名	数量
10	計量器	1
11	冷凍・冷蔵庫	3
12	高圧蒸気滅菌器	2
13	デシケーター	1
14	計量器	1
15	冷凍・冷蔵庫	3
16	ストマッカー	3
17	デシケーター	1
18	かくはん機	2

病理関係

No.	品 名	数量
1	顕微鏡	1
2	蛍光顕微鏡	2
3	顕微鏡写真撮影装置	2
4	マルチディスカッション顕微鏡	1
5	完全密閉式包埋装置	1
6	パラフィン溶融器	1
7	パラフィン包埋ブロック作成装置	1
8	パラフィン伸展器	1
9	ミクロトーム	1

No.	品 名	数量
10	かくはん機	2
11	卓上型ヒュームフード	1
12	ラミナーテーブル	1
13	臓器写真撮影装置	2
14	冷凍・冷蔵庫	1
15	一眼レフカメラ及び DX フォーマット用レンズ	2
16	振とう器	1

理化学関係

No.	品 名	数量
1	血液化学自動分析機	1
2	遠心分離機	1
3	全自動血球計数器	1
4	恒温培養器	1
5	かくはん機	1
6	ホモジナイザー	1

No.	品 名	数量
7	冷蔵・冷凍庫	3
8	フリーザー	1
9	超音波洗浄器	1
10	測定用記録装置	1
11	水銀ゼロ棒状標準温度計	4

共用

No.	品 名	数量
1	コンパクトデジタルカメラ	5
2	製氷機	1
3	純水製造装置	1

No.	品 名	数量
4	破水器	1
5	フリーザー	1
6	デシケーター	2

第 2 章 検査業務

I と畜検査業務

1 概要

(1) と畜検査頭数

令和 6 年度の中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所における全検査等数は 296,819 頭(前年度比 1.0%減)であり、内訳は牛 2,233 頭(2.9%増)、馬 13 頭(30%増)、豚 292,842 頭(0.8%減)、めん羊 0 頭(前年度 0 頭)、山羊 1,731 頭(23.6%減)であった。

病畜は 682 頭(全検査頭数の 0.2%)であり、内訳は牛 158 頭、馬 0 頭、豚 504 頭、めん羊 0 頭、山羊 20 頭であった。

(2) と畜検査結果に基づく措置

① とさつ禁止

とさつ禁止頭数は 11 頭(前年度 5 頭)であり、内訳は牛 7 頭、馬 0 頭、豚 4 頭、めん羊 0 頭、山羊 0 頭であった。

② 全部廃棄

全部廃棄頭数は 134 頭(前年度 225 頭)であり、内訳は牛 14 頭、馬 0 頭、豚 118 頭、めん羊 0 頭、山羊 2 頭であった。

③ 一部廃棄

一部廃棄実頭数は 224,890 頭であり、内訳は牛 1,651 頭、馬 9 頭、豚 222,373 頭、めん羊 0 頭、山羊 857 頭であった。

(3) と畜場の衛生指導・衛生教育

と畜場の HACCP による衛生管理について外部検証機関として記録検査(月 1 回)、現場検査(毎日)及び微生物検査(月 1 回)を行い、加えて沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき施設の構造設備基準の監視(月 1 回)を行った。

また、沖縄県食品(食肉)衛生月間実施要領に基づき 8 月を食肉衛生月間と位置づけ、食肉運搬車両の衛生指導、と畜業者等への衛生講習会及びと畜場附属の食肉処理業施設の監視指導を行った。

(4) と畜検査データの還元

疾病発生予防のため、申請があった生産者等にと畜検査結果を提供した。

2 検査統計

(1) と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したもの の原因

中央食肉衛生検査所

	と畜検査頭数 〔生体検査後死亡〕 (とさつ頭数)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数	細菌病					原虫病		寄生虫病		その他の疾病										合 計
				豚 丹 毒	サル モ ネ ラ 症	放 線 菌 病	ヨ ー ネ 病	豚 赤 痢	ト キ ソ プ ラ ズ マ 症	そ の 他	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	炎症又は炎症産物 による汚染	変性又は萎縮	そ の 他		
合 計	193,484 [18] (193,455)	禁止	11	4											4	2				1	11		
		全部 廃棄	89	15	5			3			29	18		3		6			10	89			
		一部 廃棄	134,158			1				21	246				246	14	130,543	4,396	7,747	143,214			
牛	2,192 [5] (2,180)	禁止	7											4	2				1	7			
		全部 廃棄	14									2		1		1			10	14			
		一部 廃棄	1,616			1				21	118				36	2	1,256	261	674	2,369			
と く	7 [0] (7)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄	5							2							3			5			
馬	13 [0] (13)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄	9														9		1	10			
豚	190,168 [13] (190,151)	禁止	4	4																4			
		全部 廃棄	75	15	5			3			29	16		2		5				75			
		一部 廃棄	132,020								21				207	12	128,877	4,130	6,982	140,229			
めん 羊	0 [0] (0)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄																					
山 羊	1,104 [0] (1,104)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄	508								105				3		398	5	90	601			

北部食肉衛生検査所

馬の取り扱いなし

	と畜検査頭数 〔生体検査後死亡〕 (とさつ頭数)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数	細菌病					原虫病		寄生虫病		その他の疾病										合 計
				豚 丹 毒	サル モ ネ ラ 症	放 線 菌 病	ヨ ー ネ 病	豚 赤 痢	ト キ ソ プ ラ ズ マ 症	そ の 他	の う 虫 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	炎症又は炎症産物 による汚染	変性又は萎縮	そ の 他		
合 計	103,335 [3] (103,332)	禁止																					
		全部 廃棄	45	3	2			7				6	20		2		4			1	45		
		一部 廃棄	90,732								107					47	15	88,555	5,750	6,893	101,367		
牛	34 [0] (34)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄	30								17							25	1	8	51		
とく	0 [0] (0)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄																					
豚	102,674 [3] (102,671)	禁止																					
		全部 廃棄	43	3	2			7				5	20		1		4			1	43		
		一部 廃棄	90,353													42	15	88,322	5,741	6,682	100,802		
めん羊	0 [0] (0)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄																					
山羊	627 [0] (627)	禁止																					
		全部 廃棄	2									1			1						2		
		一部 廃棄	349									90				5		208	8	203	514		

(2) 月別と畜検査頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	計	25,970	24,420	22,966	24,904	23,597	22,290	26,179	24,586	26,529	25,390	24,205	25,783	296,819
	牛	173	176	163	200	185	179	214	189	186	200	176	185	2,226
	とく	1	1	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0	7
	馬	0	1	2	3	1	1	1	0	2	0	2	0	13
	豚	25,610	24,093	22,665	24,541	23,281	22,004	25,825	24,243	26,194	25,056	23,905	25,425	292,842
	めん羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山羊	186	149	136	160	128	106	138	154	146	134	121	173	1,731
中央食肉衛生検査所	計	16,798	16,135	15,122	16,221	15,389	14,376	16,787	15,925	17,560	16,437	15,801	16,933	193,484
	牛 ²⁾	170	173	159	195	183	176	211	186	185	197	174	183	2,192
	とく	1	1			2		1		1		1		7
	馬		1	2	3	1	1	1		2		2		13
	豚 ²⁾	16,527	15,853	14,870	15,924	15,109	14,132	16,487	15,643	17,276	16,152	15,539	16,656	190,168
	めん羊													
	山羊 ²⁾	100	107	91	99	94	67	87	96	96	88	85	94	1,104
北部 ¹⁾ 食肉衛生検査所	計	9,172	8,285	7,844	8,683	8,208	7,914	9,392	8,661	8,969	8,953	8,404	8,850	103,335
	牛	3	3	4	5	2	3	3	3	1	3	2	2	34
	とく													
	豚 ³⁾	9,083	8,240	7,795	8,617	8,172	7,872	9,338	8,600	8,918	8,904	8,366	8,769	102,674
	めん羊													
	山羊	86	42	45	61	34	39	51	58	50	46	36	79	627

1) 北部は馬の取り扱いなし

2) 生体検査後に死亡した牛5頭、豚13頭を含む

3) 生体検査後に死亡した豚3頭を含む

(3) 月別とさつ禁止頭数

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央食肉衛生検査所	豚丹毒 (蕁麻疹型)	豚	1					1		1				1	4
	尿毒症	牛			1			1		1	1				4
	黄疸(高度)	牛			1							1			2
	熱性諸症	牛				1									1

※北部はとさつ禁止なし

(4) 月別全部廃棄頭数

中央食肉衛生検査所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計		8	7	9	3	5	13	6	7	9	4	6	12	89
豚 丹 毒	豚	2		2			1	1	1	1	1	2	4	15
(蕁 麻疹 型)				1							1	2	4	8
(関 節 炎 型)		2		1			1	1	1	1				7
サル モ ネ ラ 症	豚	1		1	1		1						1	5
トキソプラズマ症	豚			1		1	1							3
膿 毒 症	豚	2	2	1		1	6	3	6	2	1	2	3	29
敗 血 症	牛									1		1		2
	豚		2	2	2		2			3	1		4	16
黄 疸 (高 度)	牛											1		1
	豚			1			1							2
悪 性 黒 色 腫	豚	1		1		1				1	1			5
悪 性 腫 瘍	牛	1												1
牛伝染性リンパ腫	牛	1	3			2	1	2		1				10

北部食肉衛生検査所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計			10	4	1	3	4	4	3	3	2	5	6	45
豚 丹 毒	豚				1							1	1	3
(蕁 麻疹 型)													1	1
(関 節 炎 型)												1		1
(心内膜炎型)					1									1
サル モ ネ ラ 症	豚		1	1										2
トキソプラズマ症	豚		4	1				1					1	7
膿 毒 症	豚			1						1		1	2	5
	山羊						1							1
敗 血 症	豚		5			1	1	3	2	1	2	3	2	20
黄 疸 (高 度)	豚									1				1
	山羊					1								1
白 血 病	豚						1							1
悪 性 腫 瘍	豚			1										1
悪 性 黒 色 腫	豚					1	1		1					3

中央食肉衛生検査所

		牛	馬	豚	山羊
泌 尿 生 殖 器 系		760	4	5, 177	218
腎	出血型腎炎	30		170	1
	膿瘍型腎炎	2		17	
	硬化型腎炎	2		89	
	ターキーエッグ型腎炎			15	
	腎盂腎炎型腎炎			25	1
	その他型腎炎	321	2	1, 300	162
	腎盂拡張				571
	嚢胞腎	145		2, 701	4
	腎結石				4
	腎梗塞	20		103	24
子宮	子宮蓄膿症	1		9	
乳房	乳房炎				2
	その他	10		197	2
運 動 器		247		8, 275	82
耳	耳介異常			2, 686	1
筋	筋肉膿瘍	17		366	7
	筋出血	38		79	4
	筋肉変性	2	8		27
	筋肉水腫	14		10	3
	メラノージス			70	
	横隔膜炎	49			9
	横隔膜膿瘍	35			2
	横隔膜水腫	2			1
	骨膿瘍	6		85	6
骨	関節炎	5		204	4
	骨折			31	2
	脱臼			2	1
	皮下出血	34		1, 450	1
	皮膚	皮下膿瘍	8		2, 299
皮膚炎				88	
その他		31		878	7
寄 生 虫 病 ・ 原 虫 病		160			169
肝蛭症		40			
膝蛭症		119			162
毛包虫症					6
その他		1			1
腫 瘍		5		16	1
黒色腫				2	
その他		5		14	1
汚 染		6		11	4
内臓汚染		6		11	4
		牛	馬	豚	山羊
合 計		3, 070	17	211, 131	763
(実 頭 数)		1, 621	9	132, 020	508

北部食肉衛生検査所

		牛	豚	山羊
呼 吸 器 系		7	59,906	53
肺	MEP 型肺炎		18,726	
	APP 型肺炎		500	
	胸膜炎型肺炎	5	13,891	21
	膿瘍型肺炎	1	1,436	2
	その他型肺炎	1	25,353	27
	肺水腫			3
循 環 器 系			11,597	30
心	心外膜炎		11,476	25
	心内膜炎		4	
	心膿瘍		2	
	心筋炎		9	
	心筋の変性		6	1
脾	脾炎		38	1
	脾腫		27	
	脾うつ血		16	1
リンパ	躯幹リンパ節膿瘍		9	1
	内臓リンパ節膿瘍		10	1
消 化 器 系		27	103,349	264
胃	胃炎	4	9	9
腸	小腸炎	8	722	12
	大腸炎		25,701	9
	豚赤痢様腸炎		1,267	
	腹膜炎		6,686	2
	腹腔膿瘍		22	
	腸気泡症		13	
	PIA 症候群		12	
	腸の点状出血			188
膵	膵水腫		35	1
肝	間質性肝炎		26,244	
	包膜炎型肝炎	6	12,604	14
	膿瘍型肝炎		38	5
	肝硬変型肝炎		134	
	寄生虫性肝炎		4,931	
	その他の肝炎	3	17,950	22
	鋸屑肝	1		
	肝富脈斑	3		
	脂肪肝		755	2
	肝の変性		4,920	
	混濁肝		1,263	
	肝出血	2	12	
	肝臓の汚染（炎症産物）		31	
そ の 他		1	54	1
抗酸菌症（リンパ節限局型）			54	
脂肪壊死		1		1

		牛	豚	山羊
泌 尿 生 殖 器 系		11	15,446	123
腎	出血型腎炎		58	1
	膿瘍型腎炎	1	18	2
	硬化型腎炎		131	
	ターキーエッグ型腎炎		4	
	腎盂腎炎型腎炎	2	15	
	その他型腎炎	5	9,963	106
	腎盂拡張	1	210	
	嚢胞腎	1	4,687	
	腎梗塞		309	11
	萎縮腎		48	1
生殖器	精巣の炎症・膿瘍		2	2
	子宮蓄膿症		1	
	子宮の炎症	1		
運 動 器		3	3,848	35
耳	耳介異常		1,853	
筋	筋肉膿瘍	2	434	8
	筋出血		40	2
	筋肉変性		13	3
	筋肉水腫		7	2
	メラノーシス		3	
	横隔膜炎	1		3
	横隔膜の汚染（炎症産物）			1
骨	骨膿瘍		73	1
	関節炎		53	4
	骨折		8	
皮膚	皮下出血		96	1
	皮下膿瘍		1,058	8
	皮下水腫			2
	その他		210	
寄 生 虫 病 ・ 原 虫 病		17		90
膵蛭症		17		78
毛包虫症				12
腫 瘍			15	
黒色腫			13	
その他			2	

		牛	豚	山羊
合 計		66	194,215	597
（ 実 頭 数 ）		30	90,353	349

(6) 病畜の疾病内訳頭数

中央食肉衛生検査所

		牛			豚	山羊	計
		和牛	乳牛	その他			
合 計		57	99	2	202	4	364
呼 吸 器 系	肺炎	1	1			1	3
消 化 器 系	胃炎・腸炎		1				1
	第四胃変位		1				1
	胃潰瘍		1				1
	胃アトニー	4					4
	腸閉塞	1					1
泌 尿 器 系	腎炎	1					1
神 経 系	腰痠	2	1			1	4
	神経麻痺		7				7
運 動 器 系	関節周囲炎		2				2
	関節炎	7	14				21
	脱臼	3	12				15
	起立不能	1					1
	筋炎	7	12	1		2	22
	筋断裂	17	41	1			59
	靱帯断裂	1					1
	筋損傷	3	1				4
	蹄病		1				1
	骨折	4	2				6
そ の 他	フレグモーネ	1					1
	脂肪壊死	2					2
	その他	2	2		202		206

北部食肉衛生検査所

		牛	豚	山羊	計
		和牛			
合 計			302	16	318
生 殖 器 系	子宮脱		1		1
運 動 器 系	関節炎		14		14
	起立困難		24	2	26
	起立不能		59	12	71
	産後起立不能			1	1
	跛行		10		10
	褥瘡		1		1
	創傷		1		1
	骨折		5		5
そ の 他	膿瘍		161		161
	腫瘍		1		1
	尾咬傷		9		9
	脱肛		1		1
	ヘルニア		1	1	2
	その他		14		14

(7) と畜検査頭数の推移

		H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
合 計	計	312,963	317,637	331,751	339,873	322,039	316,166	315,388	314,929	299,705	296,819
	牛	1,936	1,958	2,103	2,184	2,210	2,004	2,009	2,092	2,169	2,226
	とく	2	1	1			2	1	1	2	7
	馬	20	25	21	21	23	22	26	19	10	13
	豚	309,684	314,243	328,008	335,674	317,399	312,016	311,154	310,042	295,259	292,842
	めん羊	1		2		1		2			
	山羊	1,320	1,410	1,616	1,994	2,406	2,122	2,196	2,775	2,265	1,731
中央食肉衛生検査所	計	198,976	201,480	210,242	220,352	209,430	205,071	207,278	205,905	198,059	193,484
	牛	1,888	1,921	2,059	2,138	2,153	1,967	1,979	2,052	2,125	2,192
	とく	2	1	1			1	1	1	2	7
	馬	20	25	21	21	23	22	26	19	10	13
	豚	196,287	198,710	207,281	216,990	205,798	201,782	203,901	202,207	194,541	190,168
	めん羊			2							
	山羊	779	823	878	1,203	1,456	1,299	1,371	1,626	1,381	1,104
北部食肉衛生検査所	計	113,987	116,157	121,509	119,521	112,609	111,095	108,110	109,024	101,646	103,335
	牛	48	37	44	46	57	37	30	40	44	34
	とく						1				
	豚	113,397	115,533	120,727	118,684	111,601	110,234	107,253	107,835	100,718	102,674
	めん羊	1				1		2			
	山羊	541	587	738	791	950	823	825	1,149	884	627

(8) とさつ禁止頭数の推移

中央食肉衛生検査所と北部食肉衛生検査所の合計値

		H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
合 計	牛	2	2	2	2		1		1		7
	馬		1								
	豚	25	11	33	26	12	3	4	5	5	4
	山羊	1		3	1		1				
豚 丹 毒	豚	24	6	27	23	9	1	2	2	5	4
膿 毒 症	豚			1		1	1				
尿 毒 症	牛	1			1		1				4
	山羊			1	1						
黄 疸 (高 度)	牛		2	2	1				1		2
	馬		1								
熱 性 諸 症	牛	1									1
	豚	1	5	5	3	2	1	2	3		
	山羊	1		2			1				

(9) 全部廃棄頭数の推移

中央食肉衛生検査所と北部食肉衛生検査所の合計値

		H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
合 計	牛	16	13	15	10	20	17	21	23	16	14
	豚	346	251	402	334	443	186	109	196	206	118
	山羊		2	2	1	3	1	3	6	3	2
豚 丹 毒	豚	76	25	192	169	224	17	6	20	10	18
サルモネラ症	豚	93	72	52	55	53	34	18	39	30	7
ヨーネ病	牛						1				
豚 赤 痢	豚						1	1			
トキソプラズマ症	豚	95	48	57	15	50	29	19	53	40	10
住肉胞子虫症	豚	7	7	7	3	4	4	2	2	1	
膿 毒 症	牛				1	4		1	1	2	
	豚	7	2	8	20	23	22	25	41	58	34
	山羊		1	2		1		1	4	1	1
敗 血 症 (抗酸菌症を含む)	牛	2	3	3	1	6	2	4	5	1	2
	豚	59	84	71	66	77	64	32	32	45	36
	山羊				1						
尿 毒 症	牛										
	豚	1		1		3	2			3	
黄 疸 (高 度)	牛										1
	豚	2	1	6		2	4	1	2	2	3
	山羊										1
水 腫 (高 度)	牛							1	1		
	豚								1	3	
	山羊		1			1		1		2	
悪 性 黒 色 腫	豚	2		5	6	5	5	3	3	8	8
そ の 他 の 腫 瘍	牛	1							1	1	1
	豚		4				3		1		1
変 性	牛									1	
	豚	4	5				1				
	山羊					1	1	1	2		
牛伝染性リンパ腫	牛	13	10	12	8	10	14	15	15	11	10
白 血 病	豚		3	3		2		2	2	5	1

(10) 開場日数及び検査延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	開 場 日 数	40	42	41	40	37	41	43	41	42	39	37	40	483
	検査延べ人数	589	587	537	531	489	528	550	534	530	525	480	531	6,411
中央食肉 衛生検査所 〔(株)沖縄県 食肉センター〕	開 場 日 数	21	22	20	22	22	19	22	20	21	20	17	21	247
	検査延べ人数	372	372	351	375	379	346	380	348	349	338	292	338	4,240
北部食肉 衛生検査所 〔名護市 食肉センター〕	開 場 日 数	22	21	20	22	21	19	22	20	20	20	18	20	245
	検査延べ人数	227	212	183	201	189	171	198	182	180	180	162	180	2,265

(11) 衛生講習会

	開催月日	内 容	対象者
中央食肉 衛生検査所	未 実 施		
北部食肉 衛生検査所	8月21日	・衛生管理、食中毒予防について	と畜・解体作業従事者

(12) 衛生監視

	内 容	実施回数	対 象 施 設
中央食肉 衛生検査所	記録検査	12	(株)沖縄県 食肉センター
	現場検査	246	
	微生物検査	36	
	構造設備基準	12	
北部食肉 衛生検査所	記録検査	12	名護市 食肉センター
	現場検査	245	
	微生物検査	20	
	構造設備基準	12	

(13) と畜検査データの還元

検査結果について疾病の発生状況などを整理・分析し、生産者等からの申請に基づきデータを還元している。生産現場での食肉データの活用により、生産性の向上及びより健康な家畜の生産を支援することを目的としている。

	内 容	申 請 者	件数
中央食肉 衛生検査所	届出伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	株式会社沖縄県食肉センター	246
	疾病明細	株式会社那覇ミート	24
北部食肉 衛生検査所	届出伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	北部食肉協業組合	245
	と畜検査結果	生産者	24

Ⅱ 食鳥検査業務

1 概要

(1) 食鳥検査羽数

令和 6 年度の中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所における全検査羽数は 4,303,792 羽(前年度比 1.7%減)であり、内訳は成鶏 472,946 羽(4.5%減)、ブロイラー3,830,846 羽(1.3%減)であった。

(2) 食鳥検査結果に基づく措置

① とさつ内臓摘出禁止

とさつ内臓摘出禁止羽数は 145,573 羽(全検査羽数の 3.4%)であり、内訳は成鶏 121,230 羽(全成鶏検査羽数の 25.6%)、ブロイラー24,343 羽(全ブロイラー検査羽数の 0.6%)であった。

② 全部廃棄

全部廃棄羽数は 21,044 羽(全検査羽数の 0.5%)であり、内訳は成鶏 9,944 羽(全成鶏検査羽数の 2.1%)、ブロイラー11,100 羽(全ブロイラー検査羽数の 0.3%)であった。

③ 一部廃棄

一部廃棄羽数は 76,161 羽(全検査羽数の 1.8%)であり、内訳は成鶏 42,620 羽(全成鶏検査羽数の 9.0%)、ブロイラー33,541 羽(全ブロイラー検査羽数の 0.9%)であった。

(3) 食鳥処理場の衛生指導・衛生教育

食鳥処理場の HACCP による衛生管理について外部検証機関として記録検査(月 1 回)、現場検査(毎日)及び微生物検査(月 1 回)を行い、加えて沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき施設の構造設備基準の監視(月 1 回)を行った。

また、沖縄県食品(食肉)衛生月間実施要領に基づき 8 月を食肉衛生月間と位置づけ、食肉運搬車両の衛生指導、食鳥処理業者等への衛生講習会及び食鳥処理場付属の食肉処理業施設の監視指導を行った。

(4) 防疫演習

食鳥処理場内で高病原性鳥インフルエンザ罹患個体を発見したときの対応について、食鳥処理場内の封鎖区域の設定や引き上げ手順などの訓練を実施した。

2 検査統計

(1) 食鳥検査羽数 及び 食鳥のとさつ内臓摘出禁止又は廃棄したもの の原因

	食鳥検査羽数	処 分 内 容	ウイルス病		細菌病		その他の疾病										合 計		
			鶏 白 血 病	マ レ ッ ク 病	大 腸 菌 症	ブ ド ウ 球 菌 症	敗 血 症	変 性	水 腫	腹 水 症	出 血	炎 症	腫 瘍	外 傷	削 瘦 及 び 発 育 不 良	放 血 不 良		湯 漬 過 度	そ の 他
合 計	4,303,792	禁止		559				872		13,766	354	36,858		8,137	76,879	7,696	377	75	145,573
		全部 廃棄		216	7,054	26	10	292		1,554	249	10,159	918	36	448	82			21,044
		一部 廃棄						10,629			5,090	60,324	118						76,161
中央食肉衛生検査所 (成鶏)	472,946	禁止							6,385		35,289		8,106	69,948	1,427		75	121,230	
		全部 廃棄		1	2			4		100	8	8,799	914	8	108			9,944	
		一部 廃棄						513			4,864	37,128	115					42,620	
北部食肉衛生検査所 (ブロイラー)	3,830,846	禁止		559				872		7,381	354	1,569		31	6,931	6,269	377		24,343
		全部 廃棄		215	7052	26	10	288		1,454	241	1,360	4	28	340	82			11,100
		一部 廃棄						10,116			226	23,196	3						33,541

(2) 月別食鳥検査羽数及び廃棄羽数

廃棄羽数は「とさつ内臓摘出禁止羽数」と「全部廃棄羽数」の合計値

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	食鳥検査羽数	394,224	358,670	336,798	347,625	362,596	331,017	309,916	358,981	379,987	371,673	380,563	371,742	4,303,792
	廃棄羽数 (%)	13,654 (3.5)	13,625 (3.8)	12,786 (3.8)	21,271 (6.1)	10,790 (3.0)	9,763 (2.9)	10,052 (3.2)	9,309 (2.6)	13,668 (3.6)	14,715 (4.0)	18,276 (4.8)	18,708 (5.0)	166,617 (3.9)
中央食肉衛生検査所 (成鶏)	食鳥検査羽数	50,258	32,446	31,067	42,793	30,230	32,962	39,359	31,999	46,435	40,689	51,012	43,696	472,946
	廃棄羽数 (%)	9,588 (19.1)	10,250 (31.6)	9,921 (31.9)	18,480 (43.2)	8,813 (29.2)	7,331 (22.2)	8,357 (21.2)	7,373 (23.0)	10,957 (23.6)	11,250 (27.6)	15,154 (29.7)	13,700 (31.4)	131,174 (27.7)
北部食肉衛生検査所 (ブロイラー)	食鳥検査羽数	343,966	326,224	305,731	304,832	332,366	298,055	270,557	326,982	333,552	330,984	329,551	328,046	3,830,846
	廃棄羽数 (%)	4,066 (1.2)	3,375 (1.0)	2,865 (0.9)	2,791 (0.9)	1,977 (0.6)	2,432 (0.8)	1,695 (0.6)	1,936 (0.6)	2,711 (0.8)	3,465 (1.0)	3,122 (0.9)	5,008 (1.5)	35,443 (0.9)

(3) 食鳥検査羽数の推移

		H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
合 計		3,972,147	4,041,661	3,959,111	3,986,262	4,130,794	4,126,445	4,141,068	4,228,713	4,378,428	4,303,792
中央食肉 衛生検査所	沖縄食鶏加工(株) (プロイラー)	1,682,104	1,619,022	1,623,382	1,715,409	※1 572,840					
	(株)沖縄県鶏卵 食鳥流通センター (成鶏)	524,741	535,100	488,311	569,928	519,453	526,877	532,404	510,267	495,268	472,946
北部食肉 衛生検査所	(有)中央食品加工 (プロイラー)	1,834,816	1,804,989	1,874,569	1,845,457	※2 548,559					
	名 護 市 食鳥処理施設 (プロイラー)					※3 2,485,593	3,614,191	3,696,309	3,775,840	3,883,160	3,830,846

※1 令和元年8月廃止

※2 令和元年7月廃止

※3 令和元年7月操業開始

(4) 開場日数及び検査延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	開 場 日 数	44	44	44	39	35	47	46	47	44	43	43	42	518
	検査延べ人数	115	116	112	108	91	122	120	121	115	110	113	116	1,359
中央食肉 衛生検査所 (株)沖縄県 鶏卵食鳥流通 センター	開 場 日 数	24	21	24	25	20	22	23	21	24	22	23	23	272
	検査延べ人数	49	42	49	50	40	44	46	42	48	44	46	46	546
北部食肉 衛生検査所 (名 護 市) 食鳥処理施設	開 場 日 数	22	22	21	22	23	21	22	22	21	20	20	22	258
	検査延べ人数	71	76	68	72	74	68	66	72	68	65	66	71	837

(5) 衛生講習会

	開催月日	内 容	対象者
中央食肉 衛生検査所	8月23日	・食品衛生について	食鳥処理作業従事者
北部食肉 衛生検査所	8月7日	・5S活動、食中毒予防について	食鳥処理作業従事者

(6) 衛生監視

	内 容	実施回数	対 象 施 設
中央食肉 衛生検査所	記録検査	12	(株)沖縄県 鶏卵食鳥流通センター
	現場検査	272	
	微生物検査	12	
	構造設備基準	12	
北部食肉 衛生検査所	記録検査	12	名護市食鳥処理施設
	現場検査	258	
	微生物検査	12	
	構造設備基準	12	

(7) 認定小規模食鳥処理場

① 処理場別処理羽数

		成鶏	ブロイラー	あひる	七面鳥	計
合 計		21,004	299	50		21,353
衛生検査所管内 中央食肉	上原養鶏場	3,353				3,353
	沖縄県立南部農林高等学校	196	99			295
	沖縄県立中部農林高等学校		200			200
	中川牧場食鳥 ※					
衛生検査所管内 北部食肉	安室養鶏場ヤンバル農場	5,215				5,215
	OLI OLI	1,200		50		1,250
	玉城食鳥販売	10,920				10,920
	沖縄県立北部農林高等学校	120				120
	アガリエ ※					
	名嘉食品 ※					
	農業生産法人(有)乙羽ファーム ※					

※ 休止中

② 月別処理羽数

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	処理羽数	成鶏	1,494	1,713	1,459	2,960	1,748	1,473	1,797	1,669	1,531	1,642	1,834	1,684	21,004
		ブロイラー	0	0	0	150	50	0	99	0	0	0	0	0	299
		あひる				20						30			50
	禁止・全部 廃棄羽数 (廃棄率%)	成鶏	3 (0.2)	4 (0.2)	1 (0.1)	41 (1.4)	2 (0.1)	1 (0.1)	3 (0.2)	3 (0.2)	3 (0.2)	5 (0.3)	8 (0.4)	2 (0.1)	76 (0.4)
		ブロイラー													0 (0.0)
衛生検査所管内 中央食肉	処理羽数	成鶏	354	268	289	350	198	183	357	194	286	292	494	284	3,549
		ブロイラー				150	50		99						299
	禁止・全部 廃棄羽数 (廃棄率%)	成鶏	3 (0.8)	4 (1.5)	1 (0.3)	5 (1.4)	2 (1.0)	1 (0.5)	3 (0.8)	2 (1.0)	3 (1.0)	4 (1.4)	8 (1.6)	2 (0.7)	38 (1.1)
		ブロイラー													
衛生検査所管内 北部食肉	処理羽数	成鶏	1,140	1,445	1,170	2,610	1,550	1,290	1,440	1,475	1,245	1,350	1,340	1,400	17,455
		ブロイラー													
		あひる				20						30			50
	禁止・全部 廃棄羽数 (廃棄率%)	成鶏				36 (1.4)				1 (0.1)		1 (0.1)			38 (0.2)
		ブロイラー													
		あひる													

③ 衛生監視

	内容	実施回数
中央食肉衛生検査所	監視指導	3
北部食肉衛生検査所	監視指導	4

Ⅲ 精密検査業務

1 概要

(1) 保留獣畜の精密検査件数及び検査結果

中央食肉衛生検査所

		※ 検査 件数	検 査 内 容				検 査 結 果		
			肉眼	微生物	病理・ 寄生虫	理化学	とさつ 禁止	全部 廃棄	合格
合 計		191	35	113	32	11	10	90	91
牛	計	23		4	11	8	6	15	2
	敗血症	4		4				3	1
	悪性腫瘍	1			1			1	
	牛伝染性リンパ腫	10			10			10	
	尿毒症	4				4	4		
	黄疸（高度）	4				4	2	1	1
豚	計	168	35	109	21	3	4	75	89
	豚丹毒	蕁麻疹型	13	4	9		4	8	1
		関節炎型	54	54				7	47
		心内膜炎型							
		敗血症型							
	サルモネラ症		23	23				5	18
	トキソプラズマ症		8		8			3	5
	住肉胞子虫症		1	1					1
	膿毒症		30	30				29	1
	敗血症	抗酸菌	3		3				3
		その他の細菌	23	23				16	7
	黄疸		3			3		2	1
	悪性黒色腫		10		10			5	5

※ 1頭の獣畜が複数の疾病で保留となることがあるため、検査件数＝実頭数 ではない

北部食肉衛生検査所

			※ 検査 件数	検 査 内 容				検査結果	
				肉眼	微生物	病理・ 寄生虫	理化学	全部 廃棄	合格
合 計			112	33	59	16	4	45	67
豚	計		110	32	59	16	3	43	67
	豚丹毒	蕁麻疹型	2		2			1	1
		関節炎型	33	13	20			1	32
		心内膜炎型	1		1			1	
	サルモネラ症		10	1	9			2	8
	トキソプラズマ症		14	6		8		7	7
	膿毒症		7	7				5	2
	敗血症	抗酸菌	3			3			3
		その他の細菌	28	1	27			20	8
	黄疸(高度)		1				1	1	
	尿毒症		2				2		2
	白血病		1			1		1	
	悪性腫瘍		1			1		1	
	悪性黒色腫		7	4		3		3	4
山 羊	計		2	1			1	2	
	膿毒症		1	1				1	
	黄疸(高度)		1				1	1	

※ 1頭の獣畜が複数の疾病で保留となることがあるため、検査件数=実頭数 ではない

(2) 伝達性海綿状脳症(TSE)の検査件数

県内でと畜された牛、めん羊及び山羊の TSE 検査はすべて中央食肉衛生検査所で行っている。令和6年度に行った検査は以下のとおりであり、すべて陰性であった。

管轄	と畜場	畜種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央 食検	沖縄県 食肉センター	牛						1							1
		山羊										1			1
八重山 保健所	(株)八重山 食肉センター	牛	1				1	1				1			4
		山羊			1										1

2 微生物検査

(1) 保留獣畜の精密検査件数

			中央食肉衛生検査所				北部食肉衛生検査所		
			※ 検査 件数	培養 検査	PCR 検査	ELISA 検査	※ 検査 件数	培養 検査	PCR 検査
合 計			113	113	36		74	59	9
牛	敗血症		4	4					
豚	豚丹毒	蕁麻疹型	9	9	7		2	2	
		関節炎型	54	54	9		33	20	
		心内膜炎型					1	1	
	サルモネラ症		23	23	6		10	9	9
	敗血症		23	23	14		28	27	

※ 1頭の獣畜が複数の疾病で保留となることがあるため、検査件数＝実頭数 ではない

(2) 検査施設における信頼性確保

検査の信頼性を確保するため、既知の微生物を含む試験品から当該微生物を検出、分離及び同定する技術の検証(内部精度管理)を行った。

「令和6年度 第1回食品衛生検査施設における精度管理」(令和6年9月実施)

試験種別：定性試験

試験項目：大腸菌群、黄色ブドウ球菌、E.coli、サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌

試 料：模擬食材

「令和6年度 第2回食品衛生検査施設における精度管理」(令和6年12月実施)

試験種別：定量試験、定性試験

試験項目：細菌数(定量)、大腸菌群(定性)

試 料：牛乳

3 病理・寄生虫検査

(1) 保留獣畜の精密検査件数

		中央食肉 衛生検査所	北部食肉 衛生検査所
合 計		33(1)	26(13)
牛	牛伝染性リンパ腫	10	
	悪性腫瘍(外葉性)	1	
豚	トキソプラズマ症※1	8	14(6)
	住肉胞子虫症	1(1)	
	敗血症(抗酸菌)	3	3(3)
	悪性黒色腫	10	7(4)
	悪性腫瘍 (混合性胚細胞腫)		1
	リンパ腫		1

※1 リンパ節病変部位のスタンプ標本をアクリジンオレンジ蛍光染色し、鏡検によりタキゾイトの検出を行った

() 内は肉眼検査件数(内数)

(2) 病理組織学的検査件数

① 概要

保留獣畜以外の精密検査を含む

	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所				
	炎症	腫瘍	変性	その他	計	炎症	腫瘍	変性	その他	計
合計	18	29	1	7	55	6	6	2		14
牛	2	15		3	20					
馬	1				1					
豚	15	13	1	3	32	6	6	1		13
山羊										
ブライザー								1		1
成鶏		1		1	2					

②詳細

中央食肉衛生検査所

		診断名	検体数
牛 17	炎症 2	慢性膵炎	1
		肉芽腫性心内膜炎	1
	腫瘍 15	牛伝染性リンパ腫	14
		外胚葉性悪性腫瘍	1
	その他 3	石灰化伴う異所性軟骨形成	1
		嚢胞形成	1
		筋組織の線維化	1
豚 43	炎症 15	多発性肉芽腫性肝炎	2
		肉芽腫性肝炎	2
		出血性肉芽腫性肝炎	1
		多発性（巣状性）肉芽腫性炎	2
		肝の巣状壊死	2
		慢性出血性肝炎	1
		心内膜症	1
		間質性肝炎	3
		好酸球性小腸炎	1
	腫瘍 13	悪性黒色腫	5
		黒色腫	4
		腎芽腫	1
		中皮腫	1
		リンパ腫	2
	変性 1	メラノーシス	1
	その他 3	肝線維症	1
		肝の結節性過形成	1
		心内膜症（線維化）	1
成鶏 2	腫瘍 1	リンパ腫（マレック病）	1
	その他 1	類表皮嚢胞	1
馬 1	炎症 1	好酸球性肉芽腫性炎	1

※1 検査で複数の診断名を付けることがあるので、検査数＝検体数ではない

北部食肉衛生検査所

		診断名	検体数
豚 13	炎症 6	壊死性肝炎	3
		壊死性リンパ節炎	2
		好酸球性気管支肺炎	1
	腫瘍 6	悪性黒色腫	3
		豚白血病	1
		混合性胚細胞腫	1
		肝細胞癌	1
	変性 1	低酸素性肝細胞壊死	1
ブロイラー 1	変性 1	深胸筋変性症	1

※1 検査で複数の診断名を付けることがあるので、検査数＝検体数ではない

4 理化学検査

(1) 残留有害物質モニタリング検査(厚生労働省通知モニタリング検査)

			牛		豚		山羊		鶏		乳	蜂蜜	鶏卵	クロマグロ	スギ	計
			筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓						
抗生物質	簡易検査法	検査数	4	4	※ ¹ 54	※ ¹ 54	1	1	10	10		1	10	3	1	153
		陽性数										1				1
	分別推定法	検査数										1				1
		陽性数														
	テトラサイクリン系 ¹⁾	検査数									1					1
		陽性数														
	タイロシン	検査数			10				10				10			30
		陽性数														
	ペーパーディスク法	検査数									1					1
		陽性数														
合成抗菌剤		検査数	²⁾ 4	³⁾ 4	⁴⁾ 10	⁵⁾ 10			⁶⁾ 10	⁷⁾ 10			⁸⁾ 10	⁹⁾ 3		61
		陽性数														
内部 寄生虫薬	フルベンダゾール	検査数	4	4	10	10			10				10			48
		陽性数														
※ ² 有機塩素系 農薬	ヘキサクロロベンゼン、 DDT、クロルデン、 エンドリン、ジコホール	検査数	4		5				5							14
		陽性数														

※1 54 検体中 10 検体は北部食肉衛生検査所で検査実施

※2 沖縄県衛生環境研究所で検査実施

これら以外は全て中央食肉衛生検査所で検査実施

1) クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン

2) スルファジメトキシ、スルファモノメトキシ、オキシソリニック酸、エンロフロキサシン、オルビフロキサシン

3) スルファジメトキシ、オキシソリニック酸

4) スルファジメトキシ、スルファモノメトキシ、オフロキサシン、

スルファジミジン、オキシソリニック酸、エンロフロキサシン、オルビフロキサシン、フロルフエニコール

5) エンロフロキサシン、スルファジミジン、スルファジメトキシ

6) スルファジメトキシ、スルファモノメトキシ、オフロキサシン、スルファジミジン、オキシソリニック酸、エンロフロキサシン、オルビフロキサシン

7) スルファジミジン

8) トリメトプリム

9) スルファモノメトキシ、フロルフエニコール

(2) 残留抗菌性物質モニタリング検査

()内は頭数

			中央食肉衛生検査所			北部食肉衛生検査所		
			筋肉	腎臓	計	筋肉	腎臓	計
牛	簡易検査法 (直接法)	検体数	60	43	103(60)			
		陽性数						
	簡易検査法 (抽出法)	検体数						
		陽性数						
	分別推定法	検体数						
		陽性数						
豚	簡易検査法 (直接法)	検体数	80	80	160(80)	5	75	80(75)
		陽性数					5	5(5)
	簡易検査法 (抽出法)	検体数		5※1	5(5)※1			
		陽性数		3※1	3(3)※1			
	分別推定法	検体数		3※1	3(3)※1			
		陽性数		3※1	3(3)※1			

※1 北部食肉衛生検査所にて収去した検体

(3) 保留獣畜の精密検査件数

		中央食肉衛生検査所	北部食肉衛生検査所
牛	黄 疸	4	
	尿 毒 症	4	
豚	黄 疸	3	1
	尿 毒 症		2
	中毒諸症	3※1	1
山羊	黄 疸		1

※1 3 検体のうち 1 検体は北部食肉衛生検査所の保留獣畜

(4) 検査施設における信頼性確保(中央食肉衛生検査所のみ)

一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する、食品衛生外部精度管理調査に参加した。添加量が伏せられた試験品について検査を実施し、添加量の定量を行った。

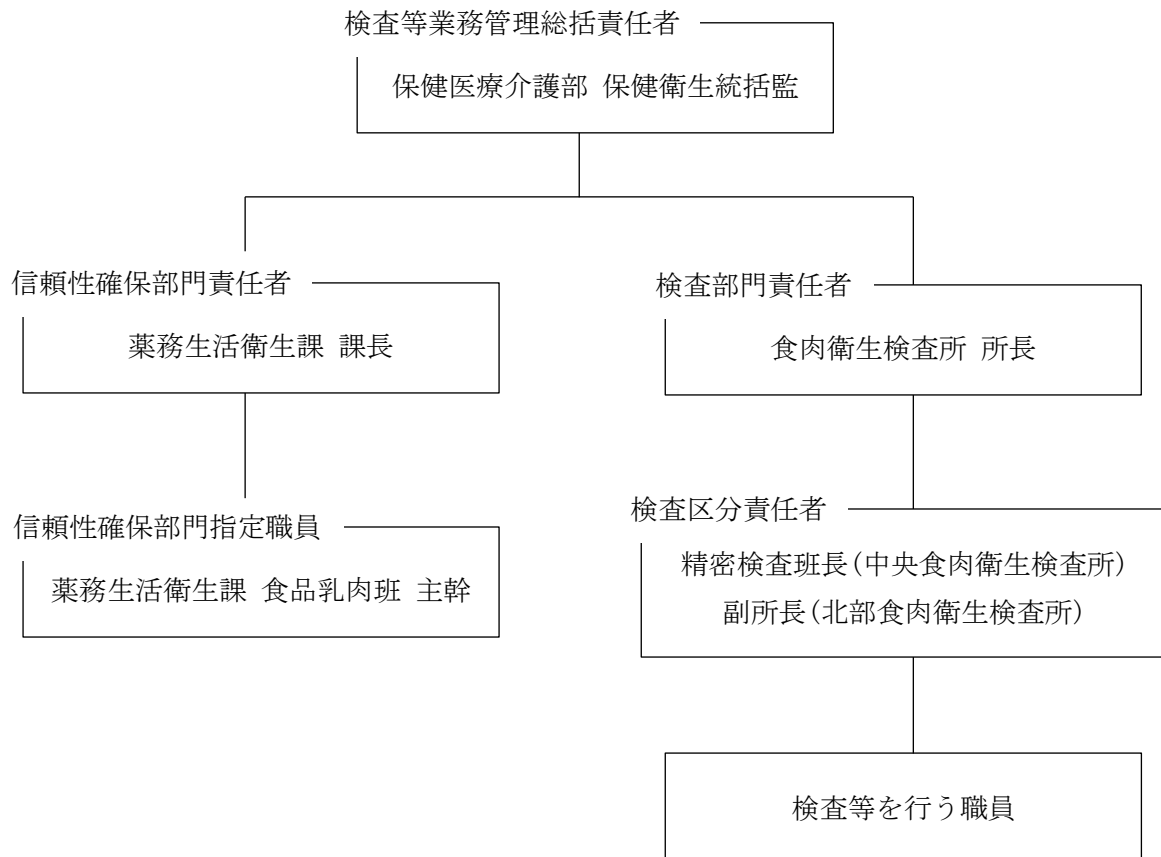
添加薬品：動物用医薬品(スルファジミジン)

試 験 品：豚肉(もも)ペースト

(5) GLP

中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所では「沖縄県食品衛生検査施設等業務管理要綱」に基づき検査等を実施している。

< GLP 組織図 >



第3章 研修・調査研究

1 研修及び講習会

(1) 県内

☆：講師 ★：発表者 ◎：最優秀賞 ○：優秀賞

研 修・講 習 名	場 所	日 程	出 席 者
保健所等職員技術研修	衛生環境研究所・県庁4階 第4会議室	5月13日 ～17日	中央食肉衛生検査所 上原美智代 北部食肉衛生検査所 羽賀沢子
有機溶剤作業主任者技能講習	(一社)沖縄県 労働基準協会 中城講習会場	7月9日～10日 1月16日 ～17日	中央食肉衛生検査所 小田英治 上江洲裕美 北部食肉衛生検査所 仁平真由美
化学物質管理者講習	(一社)沖縄県 労働基準協会 中城講習会場	9月18日 12月24日 ～25日	中央食肉衛生検査所 玉城正幸 北部食肉衛生検査所 高木祐司
特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	(一社)沖縄県 労働基準協会 中城講習会場	9月24日 ～25日 12月24日 ～25日	中央食肉衛生検査所 上原美智代 北部食肉衛生検査所 高木祐司
第51回沖縄県家畜保健衛生 業績発表会	県庁4階講堂	2月4日	中央食肉衛生検査所 田口史門
第48回 沖縄県食肉衛生技術研修会 ○特別講演 「沖縄県内の豚および牛のレプト スピラ症について」 沖縄県衛生環境研究所感染症研究 センター 主任研究員 柿田 徹也 先生 「動物由来感染症対策について」 沖縄県衛生環境研究所感染症研究 センター 室長 大西 真 先生	県庁4階講堂	2月5日	全職員 中央食肉衛生検査所 ◎比嘉万理子、○宮城 国太郎、★小田英治、 ★小西樹新 北部食肉衛生検査所 ★仲松耕平、★羽賀沢子

(2) 県外

★：発表者

研 修・講 習 名	場 所	日 程	出 席 者
島津 LC 解析研修	福岡県	6 月 11 日	中央食肉衛生検査所 上原美智代、上江洲裕美
第 60 回全国食肉衛生検査所協議会全国大会	東京都	7 月 9 日 ～11 日	中央食肉衛生検査所 大城哲也 北部食肉衛生検査所 新垣衡
第 15 回 FDSC 食品衛生精度管理セミナー	東京都	7 月 26 日	中央食肉衛生検査所 上原美智代
全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会及び研修会	静岡県	9 月 18 日	中央食肉衛生検査所 比嘉万理子 北部食肉衛生検査所 羽賀沢子
全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	神奈川県	10 月 4 日	中央食肉衛生検査所 上原美智代
第 53 回九州地区食肉衛生検査所協議会大会	鹿児島県	10 月 22 日 ～23 日	中央食肉衛生検査所 大城哲也、紅谷優子 北部食肉衛生検査所 新垣衡、高木祐司
令和 6 年度全国食品衛生監視員研修会研究発表会	東京都	10 月 24 日 ～10 月 25 日	中央食肉衛生検査所 嘉数明日香
全国食肉衛生検査所協議会病理部会総会及び研修会	東京都	10 月 31 日 ～11 月 1 日	中央食肉衛生検査所 小西樹新 北部食肉衛生検査所 仲松耕平
食肉及び食鳥肉衛生技術研修及び研究発表会	東京都	1 月 23 日 ～24 日	中央食肉衛生検査所 高安たまき、田口史門 北部食肉衛生検査所 新垣衡、向井茂樹
自治体職員向け HACCP 研修 ・ HACCP 導入 ・指導者養成研修	Web 開催	11 月 12 月～1 月	中央食肉衛生検査所 川田敬子 紅谷優子、小田英治、 宮城国太郎、高安たまき、 上原美智代

2 調査研究

(1) 学会発表

令和 6 年度は無し

(2) 第 48 回沖縄県食肉衛生技術研修会

演題 番号	演 題	発 表 者
1	「やさしい日本語」を活用した外国人従業員向けの HPAI 発生時 初動対応訓練	中央食肉衛生検査所 宮城国太郎
2	豚のと畜処理工程別微生物汚染リスク評価と衛生管理向上への 取り組み	北部食肉衛生検査所 羽賀沢子
3	牛、豚および鶏の切り取り検体から分離した腸内細菌科菌群の 薬剤耐性状況	中央食肉衛生検査所 比嘉万理子
4	豚の腹腔内にみられた多発性腫瘍	中央食肉衛生検査所 小西樹新
5	豚の精巢にみられた混合型胚細胞腫瘍	北部食肉衛生検査所 仲松耕平
6	漂白法に関する一考察 過マンガン酸カリウム・シュウ酸法の 変法について	中央食肉衛生検査所 小田英治

演題番号：1

演題名：「やさしい日本語」を活用した外国人従業員向けの HPAI 発生時初動対応訓練

発表者名：○宮城 国太郎、高安 たまき、嘉数 明日香

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

近年、管内の食鳥処理施設において外国人従業員の割合が増加し、食鳥処理に従事する全従業員の半数以上（56%）を占める状況となっている。高病原性鳥インフルエンザ（以下、「HPAI」という）の発生時には、迅速かつ適切な初動対応が重要であるが、外国人従業員が指示を理解し、適切な行動を取るためには言語の壁を取り除くことが必要である。今回、この課題に対して、言語障壁を減らし、理解促進を図る取り組みとして注目されている「やさしい日本語」を活用した HPAI 発生時初動対応訓練を実施し、その効果を検証したので報告する。

2. 方法

当所が策定した「中央食肉衛生検査所 HPAI 対策マニュアル」を基に、事前準備として訓練に使用するイラスト付き手引き及びスライド（以下、「手引き等」という）を作成した。この手引き等は、国が策定した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン（文化庁）」などを参考に「やさしい日本語」を活用し、専門用語や難しい表現を避け、写真やイラストを加え外国人が直感的に理解しやすい構成とした。

訓練は、2024 年 11 月に実施した。はじめに、講習会を実施し、食鳥処理場内で HPAI が発見されたときの初動対応について手引き等を用いて説明した。次に、出入口封鎖、引き上げ手順、防護服の正しい着脱といった具体的な初動対応で必要な動きを体験してもらった。以上の様に、単に座学で情報を伝えるだけでなく、実際に体験を通じて学ぶことができる訓練内容とした。また、講話後に、理解度を把握するため、参加した外国人従業員を対象に 4 段階評価によるアンケートを実施した。

3. 結果及び考察

訓練に参加した外国人従業員の全員（n=10）にアンケートを実施した結果、講習会や資料について 90%以上から「わかりやすい」、「だいたいわかった」との回答があり、「とてもむずかしかった」との回答はなかった。同様に、HPAI 発生時の対応や感染防止ルール、封じ込めのルールについても、90%以上「よくわかった」、「だいたいわかった」との回答があり、「ぜんぜんわからなかった」との回答はなかった。さらに、アンケートの自由欄からは「発生時の対応やルールがわかった。」「新しい知識が増え、説明も分かりやすかった。」「感染症から身を守ることにわかった。」など理解が深まったという多くの回答が得られた。以上のことから「やさしい日本語」を用いた HPAI 発生時初動対応訓練は有効であったと考えられた。

今後も HPAI 発生時初動対応訓練だけでなく、衛生指導にも「やさしい日本語」を活用し、効果的な指導・助言に努めたい。

演題番号: 2

演題名: 豚のと畜処理工程別微生物汚染リスク評価と衛生管理向上への取り組み

発表者名: ○羽賀沢子、西田直哉、高木祐司、松川国洋、大舘ひとみ、新垣尚美

発表者所属: 北部食肉衛生検査所

1. はじめに

と畜場における外部検証の微生物試験において、腸内細菌科菌群数(EB)・一般生菌数(AC)が前年度平均の10倍以上となる検体が見られることがある。この要因を把握するため、と体の処理工程別及び機械の拭き取り並びに機械の採水を実施し、微生物試験に供した。その結果から各工程の微生物汚染リスクを評価し、衛生管理向上への取り組みを行った。

2. 材料及び方法

各回と体6頭の拭き取り、機械の拭き取り(3種:ビーター、背割機、最終洗浄機(洗浄機))及び採水(2種:背割機、洗浄機)を、令和6年8~12月に月1回計5回行った。と体は、胸部 $10 \times 10 \text{ cm}^2$ をスチーム・ビーター・肛門抜き・内臓摘出・背割機・洗浄機の6工程通過後に、機械は、と体胸部に接触する部分約 100 cm^2 を作業前後に、それぞれ拭き取って検体原液とした。採水は、作業前後に滅菌試験管へ汲み取り、1ml量り取って10倍希釈したものを検体原液とした。微生物試験は、各原液を 10^{-4} 倍まで希釈し、ペトリフィルム™培地にてEB・ACを計測後、対数値に換算し、工程・試験日・機械間はTukey検定、作業前後間はt検定で有意差を求めて微生物汚染リスクを評価した。また、試験結果を2回の衛生合同会議で提供し、試験終了後に機械の清掃方法とその記録簿の有無について聞き取りを行った。

3. 結果

と体の工程別平均は、工程順にEBが0.42、0、0.02、0.03、0.06、0.01、ACが4.19、2.04、2.23、2.24、1.91、1.89であり、いずれもスチームのみ他の5工程間に有意差を認めた。

試験日別平均では、試験日間に有意差を認めなかった。機械の拭き取りは、EBのみビーターの作業後、背割機の作業前後に各1回計測され、その他は0であり、ACの機械別平均:作業前→後は、ビーター:2.61→3.19、背割機:3.65→3.37、洗浄機:2.82→2.71であった。EB・ACともに機械間、作業前後間に有意差を認めなかった。また、採水では、ACのみ背割機と洗浄機の作業後に計測され、その他は0であった。8・10月の試験後に、処理工程によると体の汚染リスクは低いと考えられること及び作業前の機械に汚染が見られたことについて情報提供した。聞き取りの結果、作業後の通常清掃の他各月2回、ビーターに次亜塩素酸ナトリウム(次亜)消毒と高圧洗浄を、洗浄機に次亜消毒を実施していたが、記録簿はなかった。

4. 考察及びまとめ

と体では、EB・ACともにスチームより他の5工程で有意に少なかったことから、バーナー通過がと体の汚染低減に有効と推察された。また、最終洗浄後のと体の結果は、前年度外部検証結果と比較して良好で、試験期間内は衛生的にと畜処理されていたと考えられた。機械拭き取りでは、有意差はないが背割機のACが他2種に比べて多く、背割機への高圧洗浄・次亜消毒の未実施が一因と考えられたため、背割機の清掃を助言した結果、11月の試験前に実行された。併せて、洗浄・消毒の記録簿の作成も助言し、ビーターについては実行された。

その後の試験結果に有意な変化はなかったが、衛生管理への意識は向上したと思われる。

演題番号：3

演題名：牛、豚および鶏の切り取り検体から分離した腸内細菌科細菌の薬剤耐性状況

発表者名：○比嘉万理子

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

薬剤耐性菌はヒト医療において感染症治療を困難にさせ、今後さらに多くの死者が出ることが予測されており、国際社会の喫緊の課題となっている。動物への治療や飼料添加物として使われる抗菌薬の不適切使用により動物体内で耐性菌が出現し、食品や環境を介してヒトへ感染することが懸念されており、薬剤耐性対策にはワンヘルスアプローチが重要である。対策のひとつに「動向調査・監視」が挙げられるが、農林水産省は動物分野での薬剤耐性菌の全国的なモニタリングを実施している。今回、管内と畜場および食鳥処理場に搬入される牛、豚および鶏における薬剤耐性菌に関するデータを集積することを目的とし、微生物試験にて分離される腸内細菌科細菌について薬剤感受性試験を実施した。

2. 材料及び方法

厚生労働省通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」（令和2年5月28日付け生食発 0528 第1号）の微生物試験により、牛、豚および鶏のと体の切り取り検体から腸内細菌科細菌として検出された菌株計 97 株を供試した。生化学性状試験または *Escherichia coli*（以下、*E. coli*）特異的 PCR により菌種を同定した。薬剤感受性試験は 13 薬剤を用いディスク拡散法により実施した。

3. 結果

供試菌株の内訳は牛由来 12 株（*E. coli* 10 株、他 2 菌種）、豚由来 18 株（*E. coli* 14 株、他 3 菌種）、鶏 64 株（*E. coli* 32 株、他 11 菌種）であった。いずれかの薬剤に中間または耐性を示した株の割合は牛 92%、豚 94%、鶏 42%であった。牛では ABPC、CEZ、TC、CP、SM のうち 1～3 薬剤への耐性が認められた。豚では ABPC、CEZ、NA、CPFX、TC、CP、ST、SM のうち 1～6 薬剤への耐性が認められた。鶏ではすべての株で感受性となったのは MEPM と GM のみであった。薬剤別にみると豚由来 *E. coli* の TC、CP、ABPC および SM 耐性がそれぞれ 78.6%、71.4%、35.7% および 35.7% と高い耐性率であった。

4. 考察及びまとめ

本調査により牛、豚および鶏のと体の切り取り検体中に薬剤耐性菌が存在することが明らかとなった。牛や豚に比べて鶏由来株では、耐性率は低いが耐性薬剤数は多かった。また、農林水産省のモニタリングにおいて指標菌とされる *E. coli* に限定すると、豚由来 *E. coli* の ABPC、SM、TC、CPFX、CP への耐性率は全国と比べて高い傾向にあった。これらの結果は、動物種により指定される抗菌性飼料添加物の種類や地域における実際の使用量が異なるためと考えられた。今後、と畜場および食鳥処理場における調査として継続的にモニタリングできればさらに有用な地域データとなり得る。調査結果をもとに、より衛生的なと体の取り扱いを促すことや、作業員への感染を防ぐよう指導することで、薬剤耐性菌対策の「普及啓発・教育」へとつなげるとともに、今回分離された多剤耐性菌については遺伝子解析等を実施したい。

演題番号：4

演 題 名：豚の腹腔内にみられた多発性腫瘍

発 表 者 名：○小西樹新、小田英治、富永正哉

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

豚の腹腔内における主な多発性・播種性腫瘍には中皮腫と顆粒膜細胞腫があるが、遭遇することは稀である。今回、高度な黄疸により全部廃棄となった豚の腹腔内に多発性の腫瘍が認められ、上述した二つの腫瘍を疑って病理組織学的検索を実施した。

2. 材料及び方法

症例は豚、雑種、雌、36ヶ月齢、大貫、令和6年6月に起立不能の病畜として搬入された。腫瘍がみられた臓器などをホルマリン液で固定後、定法に従ってパラフィン切片の作製とHE染色を行った。PAS反応の特殊染色及びサイトケラチン(AE1/AE3)、ビメンチン(V9)、デスミン(D33)、WT1(6F-H2)の免疫染色(一次抗体は全てニチレイ製)を行った。

3. 結果

- (1) 肉眼所見：心耳、心血管及び枝肉の黄変、並びに肝包膜炎、腹膜炎及び腫大した片側の腎臓が認められた。肺、腹腔内の大網、大腸、盲腸、肝臓、脾臓、横隔膜などの表面に腫瘍は結節状に多発し、実質臓器との境界が明確であった。子宮、卵管、卵巣とその周囲は同様の腫瘍を伴い癒合し、識別が困難であった。腫瘍は、直径が大部分で0.3～数cm、最大で8cm、表面は平滑、乳黄色から赤色を呈し、硬結感があり充実性で類球形であった。浅頸・内腸骨・腸骨下・膝窩リンパ節の大きさは正常で、乳黄色から赤色を呈していた。
- (2) 組織所見：腫瘍細胞は、淡明で類円形の核、1から複数個の明瞭な核小体、好酸性の細胞質を有しており、多数の分裂像もみられた。上皮細胞様の腫瘍細胞が結節状、乳頭状あるいは腺管状に増殖する領域及び線維芽細胞様の腫瘍細胞の周囲に豊富な間質(膠原繊維)が塊状あるいは網目状に存在する領域が存在した。リンパ節で腫瘍細胞はみられなかった。細胞内外に赤紫色のPAS反応陽性物質が網目状に融合していた。免疫染色では、腺管構造を内張りする上皮様細胞でケラチン陽性、間葉系細胞でビメンチン陽性、結節・乳頭構造を成す細胞でWT1陽性、デスミン陰性を示した。

4. 考察及びまとめ

中皮腫は、腹腔、胸腔、心膜を裏打ちする漿膜上皮細胞(中皮細胞)が腫瘍化したもので、中皮細胞及び直下にある結合織由来の上皮様細胞と紡錘形細胞の様々な組み合わせから成り、直径0.3～10cmの結節を形成し、融合する傾向も示す。本症例の腫瘍は、肉眼的に中皮腫と顆粒膜細胞腫が疑われ、組織学的にはHE染色像で鑑別できなかったため、各種の免疫染色を行った。核溝がほぼ認められないこと、免疫染色の結果、特にケラチン陽性であることなどを総合して中皮腫の診断に至った。一般的に、顆粒膜細胞腫や腺癌に類似する上皮様(管状型)中皮腫、線維肉腫に類似する肉腫様(線維型)中皮腫、両者を併せ持つ二相性中皮腫に分類される。本症例では、乳頭状・腺管状の上皮様構造及び豊富な間質を含む肉腫様構造がみられたため、二相性中皮腫であると考えた。

演題番号：5

演題名：豚の精巣にみられた混合型胚細胞腫瘍

発表者名：○仲松耕平、仁平真由美、高木祐司、吉田崇

発表者所属：北部食肉衛生検査所

1. はじめに

精巣原発の腫瘍は、胚細胞腫瘍(セミンマ、卵黄嚢腫瘍、奇形腫等)と性索間質性腫瘍(セルリ細胞腫、ライディッヒ細胞腫等)に大別される。その他にはリンパ腫、腎芽腫等の報告がある。今回、管内と畜場の肥育豚において、精巣に腫瘍を認め、肺及び肝臓にも腫瘍を認める症例に遭遇し、病理組織学的検索を行ったのでその概要を報告する。

2. 材料及び方法

症例は、令和6年6月に一般畜として搬入された7ヵ月齢の雄豚で、解体後検査で下腹部に腫瘍が認められた。当該豚の病変部等を定法に従いHE染色を行い、免疫組織化学的検査として、Cytokeratin(以下、CK) AE1/AE3、CK7、C-kit、AFP、Vimentin、Inhibin- α 、hCG β 、WT-1、S-100蛋白(全てニチレイ)に対する一次抗体を用いて免疫染色を行った。

3. 結果

(1) 肉眼所見：精巣の腫瘍は人頭大の灰白色充実性で、表面は白色の被膜に包まれ結節状を呈していた。断面は淡黄色～灰白色で、線維性被膜で区画された分葉状を呈し、一部に微細な壊死巣と出血を伴っていた。肺に小豆大の乳白色腫瘍を2カ所、肝臓に胡桃大の赤褐色～灰白色の不整形腫瘍を3カ所認めた。また、片側の精巣及びその他の臓器に著変を認めなかった。

(2) 組織所見：精巣の腫瘍の腫瘍細胞は、薄い線維性結合組織で区画され胞巣状に増殖しており、大型円形の明るい核と明瞭な核小体、淡明で多形性の胞体を有していた。胞巣状組織内には、管状や乳頭状の腺管構造を形成する腫瘍細胞の集簇がみられた。核分裂像も多くみられ、壊死巣や石灰化がみられた。また、他の部位では網状や嚢胞状構造を形成する組織成分や、軟骨や消化管上皮細胞様の未分化な腺構造を形成する組織成分もみられた。肺の腫瘍では、精巣の腫瘍と同様の腫瘍細胞が増殖しており、腺管状の腫瘍細胞の増殖が顕著であった。肝臓の腫瘍では、肝細胞様の腫瘍細胞が索状や島状に配列し、それを内皮様細胞が覆っていた。免疫染色では、胞巣状組織でCKAE1/AE3、C-kitに陽性、CK7、AFPに一部陽性、間質及び網状構造部でAFP、Vimentinに陽性、Inhibin- α 、hCG β 、WT-1、S-100蛋白に陰性であった。肺の腫瘍は精巣腫瘍とほぼ同様の結果を示し、肝臓の腫瘍はAFPにのみ陽性であった。

4. 考察及びまとめ

精巣の腫瘍は、組織所見及び免疫染色の結果から、卵黄嚢腫瘍と奇形腫が混在する混合型胚細胞腫瘍と診断した。肺の腫瘍は、精巣の腫瘍と同様の所見を示したため、転移が強く疑われた。また、肝臓の腫瘍については他の腫瘍と組織像が異なるものの、転移が否定できない所見もあるため更なる検討が必要と考える。精巣の混合型胚細胞腫瘍について、豚で同様の報告はなく、希少な症例である。

演題番号：6

演題名：漂白法に関する一考察 過マンガン酸カリウム・シュウ酸法の変法について

発表者名：○小田英治 富永正哉

発表者所属：沖縄県中央食肉衛生検査所

1. はじめに

過マンガン酸カリウム・シュウ酸法による漂白法（以下、原法）は、メラニン色素を証明する代表的な方法であり、当検査所ではと畜検査で悪性黒色腫を診断する上で常用されている。原法では漂白後の後染色にケルンエヒトロート染色液を使用するが、染まりが薄くなることが多く、顕微鏡下で組織の部位を特定する際に困難を生じることがある。そこで原法に一部変更を加え、後染色で使用する染色液を変更することで顕微鏡下での観察を容易にする手法を検討したので報告する。

2. 材料及び方法

材料は管内と畜場に搬入され、悪性黒色腫として全部廃棄措置となった豚2頭の病変部で、1頭から腸骨下リンパ節、もう1頭から皮膚病変部を検体とした。

定法により組織切片を作成した後、ヘマトキシリン・エオジン染色（以下、HE染色）、原法、後染色にヘマトキシリン染色液を用いた漂白法（以下、変法）、3種類の方法を用いた標本を作成し、顕微鏡下で観察の容易さを肉眼的に比較検討した。原法と変法での差異は、原法でケルンエヒトロート染色液を用いる後染色の工程を、変法では、ヘマトキシリンによる染色、流水洗（色出し）、1%塩酸アルコールによる分別に変更した。

3. 結果及び考察

変法にて染色された標本は良好な視認性が確認され、観察も容易であった。染色性については原法と遜色無く、むしろ明瞭な印象を受けた。後染色の濃淡調整も、染色時間だけでなく、その後の分別工程でも可能であることも変法の優位性の一つと考えられた。後染色で使用する染色液をヘマトキシリン染色液に変更することにより憂慮される点として、1%塩酸アルコールによる分別時間は一定で無く、目視により判断が成されるため、やや慣れが必要である事が挙げられた。副次的な効果ではあるが、漂白後にわずかに残るメラニン色素の淡褐色とヘマトキシリンによる後染色で得られる淡青色が補色に似た関係となり、メラニン含有細胞が高いコントラストで、より明瞭に描出される結果となった。さらにヘマトキシリンは最も一般的な染色液の一つであり、入手が容易であること、使用頻度が高いため染色液の保管期間が長期化することによる劣化防止が期待できることも後染色に使用する染色液として使用する意義が高いと考えられた。また、漂白法実施に要する時間については変法でやや短縮された。以上の結果から、変法は原法に比べて同等以上の漂白法であることが示された。

今回、変法を実施する過程で、漂白法を実施しても残留したメラニン色素がメラニン含有細胞の輪郭を明確にすることが認められた。意図的に弱い漂白を行いつつ変法を実施することで、漂白法単体でも腫瘍組織の詳細を観察できる可能性、すなわち条件次第ではHE染色や連続切片の作成を省略しつつ、悪性黒色腫の診断ができる可能性が示唆された。今後漂白法変法の染色時間の調整を試み、よりよい標本が安定して作成できるよう引き続き条件等の検討を行いたい。

第4章 その他

1 と畜場及び食鳥処理場一覧(令和6年4月1日時点)

(1) と畜場

検 印 番 号	1		2	4
名 称	株式会社沖縄県食肉センター		名護市食肉センター	沖縄県畜産研究センター(簡易と畜場)
申 請 者	株式会社沖縄県食肉センター 代表取締役 外間 勉		名護市長	沖縄県知事
所 在 地	南城市大里字大城 1927		名護市世富慶 755	今帰仁村字諸志 2009-5
電 話 番 号	098-945-3029		0980-53-6801	0980-56-5142
F A X 番 号	098-945-3742		0980-53-7035	0980-56-4803
許 可 年 月 日	昭和 47 年 2 月 8 日	平成 23 年 5 月 26 日	平成 13 年 12 月 28 日	昭和 58 年 12 月 1 日
許 可 番 号	沖縄県指令厚第 18 号	沖縄県指令環第 50 号	沖縄県指令福第 2624 号	沖縄県指令環第 887 号
処 理 獣 畜	牛、馬	豚、山羊、めん羊	牛、豚、山羊、めん羊	豚
1 日 の 処 理 能 力	大動物 30 頭	小動物 1,210 頭	大動物 3 頭 小動物 708 頭	小動物 10 頭
冷蔵庫の収容能力	大動物 135 頭	小動物 1,220 頭	大動物 8 頭 小動物 1,200 頭	小動物 10 頭
使 用 水	ダム水、工業用水、上水道水		地下水、上水道水	上水道水
浄化槽の処理能力	活性汚泥法、1,600 トン／日		活性汚泥法 800 トン／日	液肥処理施設 640 トン／日

(2) 食鳥処理場

名 称	株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター	名護市食鳥処理施設
申 請 者	株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター 代表取締役社長 長山 敬	沖縄県食鳥処理協業組合 代表理事 具志堅 茂
所 在 地	うるま市川田 333	名護市屋部 1779
電 話 番 号	098-974-4877	0980-51-0620
F A X 番 号	098-974-4876	0980-51-0621
許 可 年 月 日	平成 4 年 3 月 30 日	令和元年 7 月 12 日
許 可 番 号	沖縄県指令環第 170 号	沖縄県指令保第 214 号
1 日 の 処 理 能 力	鶏 3,000 羽	鶏 24,000 羽

(3) 認定小規模食鳥処理場

	名称	所在地	許可年月日	許可番号	1日の処理能力
中央食肉衛生検査所管内	上原養鶏場	糸満市北波平 876	H5. 1. 25	沖縄県指令環第 8 号	鶏 100 羽
	沖縄県立南部農林高等学校	豊見城市長堂 182	H17. 10. 19	沖縄県指令福第 2470 号	鶏 50 羽
	沖縄県立中部農林高等学校	うるま市田場 1570	H24. 12. 19	沖縄県指令環第 4092 号	鶏 50 羽
	中川牧場食鳥※ ¹	読谷村渡具知 615-1	H16. 12. 10	沖縄県指令福第 2550 号	鶏・あひる 20 羽
北部食肉衛生検査所管内	安室養鶏場ヤンバル農場	大宜味村白浜 442-522	H8. 12. 25	沖縄県指令環第 847 号	鶏 50 羽
	OLI OLI	名護市喜瀬 67-1	H9. 8. 12	沖縄県指令環第 670 号	鶏・あひる 300 羽
	玉城食鳥販売	名護市仲尾次 1260	H23. 10. 13	沖縄県指令環第 270 号	鶏・あひる・七面鳥 100 羽
	沖縄県立北部農林高等学校	名護市名護 4607-1	H27. 6. 17	沖縄県指令保第 493 号	鶏 100 羽
	アガリエ ※ ¹	名護市伊差川 340	H15. 10. 24	沖縄県指令福第 2523 号	鶏・あひる・七面鳥 10 羽
	名嘉食品 ※ ¹	伊是名村仲田 60	H16. 1. 15	沖縄県指令福第 65 号	あひる 3 羽
	農業生産法人 (有)乙羽ファーム ※ ¹	今帰仁村越地 284	H17. 7. 5	沖縄県指令福第 2034 号	鶏・あひる 150 羽

※¹ R5. 5～R6. 1 休止

2 使用料、解体料及び手数料一覧

(1) と畜場の使用料及びとさつ解体料

(円)

	株式会社沖縄県食肉センター					
	と畜場使用料			とさつ解体料		
	R1. 10. 1～	R5. 2. 1～	R6. 2. 14～	R1. 10. 1～	R5. 2. 1～	R6. 2. 14～
牛	1,650	(同左)	(同左)	雌:2,200 雄:5,610	(同左)	(同左)
とく	1,100	(同左)	(同左)	1,650	(同左)	(同左)
馬	1,650	(同左)	(同左)	2,200	(同左)	(同左)
こま	1,100	(同左)	(同左)	1,650	(同左)	(同左)
豚	1,087	1,329	(同左)	748	926	(同左)
めん羊・山羊	1,257	(同左)	2,158	1,331	(同左)	5,380

(円)

	名護市食肉センター					
	と畜場使用料			とさつ解体料		
	R1. 10. 1～	R5. 2. 1～	R6. 2. 14～	R1. 10. 1～	R5. 2. 1～	R6. 2. 14～
牛	3,769	(同左)	(同左)	3,020	(同左)	(同左)
とく	1,853	(同左)	(同左)	1,494	(同左)	(同左)
馬						
こま						
豚	1,012	1,398	(同左)	810	844	(同左)
めん羊・山羊	796	(同左)	2,333	932	(同左)	4,345

(2) と畜関係手数料 (円)

一般と畜場設置許可申請手数料			22,000
簡易と畜場設置許可申請手数料			10,000
検査手数料	牛・馬	生後 12 月以上	600
		生後 1 月以上 12 月未満	300
		生後 1 月未満	250
	豚		300
	めん羊・山羊		200

(3) 食鳥関係手数料 (円)

食鳥処理事業許可申請手数料			19,000
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料			10,000
確認規定認定申請手数料			5,500
確認規定変更認定申請手数料			2,300
検査手数料	平日		3
	休日及び時間外		4

(4) 検査手数料の推移 (円)

	牛・馬	とく・こま・豚	めん羊・山羊	食鳥
昭和 47 年 5 月～	250	120	30	
昭和 52 年 1 月～	400	200	100	
昭和 61 年 4 月～	600	300	200	
平成 4 年 4 月～	600	300	200	4
平成 10 年 4 月～	600	300	200	平日 3 休日及び時間外 4

3 沖縄県全体のと畜検査統計

(1) と畜場別のと畜検査頭数

	中央食肉 衛生検査所 管内	北部食肉衛生検査所 管内		南部保健所 管内	宮古保健所 管内	八重山保健所 管内		合 計
	沖縄県食肉セ ンター 株式会社	名護市食肉セ ンター	畜産研究セ ンター 沖縄県	久米島と畜場	宮古食肉セ ンター 株式会社	八重山食肉セ ンター 株式会社	与那国町食肉処 理場	
牛	2,192	34		15	358	2,012		4,611
とく	7				3	1		11
馬	13				1	3		17
豚	190,168	102,674		45	495	1,567		294,949
めん羊								
山羊	1,104	627		102	498	403		2,734

(2) と畜検査頭数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
計	318,439	322,613	336,711	344,765	326,848	320,582	320,296	320,077	305,131	302,322
牛	3,729	3,823	4,037	4,178	4,186	3,817	3,791	4,116	4,301	4,611
とく	7	5	6	1	2	4	6	2	2	11
馬	25	30	30	45	35	29	31	23	19	17
豚	312,396	316,639	330,207	337,760	319,335	313,832	313,343	311,989	297,502	294,949
めん羊	1		2		1		2			
山羊	2,281	2,116	2,429	2,781	3,289	2,900	3,123	3,947	3,307	2,734

(3) と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ禁止又は廃棄したもの の原因

	と畜検査頭数 (とさつ頭数)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数	細菌病			ウイ ルス	原虫病		寄生虫病			その他の疾病										合 計
				豚 丹 毒	サル モネ ラ症	放 線 菌 病	豚 赤 痢	そ の 他	ト キソ プラ ズマ 症	そ の 他	の う 虫 病	ジ スト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	炎症又は炎症産物 による汚染	変性又は萎縮	そ の 他	
合 計	302,322 (302,284)	禁止	11	4												4	2					1	11
		全部 廃棄	153	18	7				10					35	39		5		10			29	153
		一部 廃棄	229,819			1						46	810					356	34	223,263	10,449	17,700	252,659
牛	4,611 (4,593)	禁止	7													4	2					1	7
		全部 廃棄	32												3		1		1			27	32
		一部 廃棄	3,781			1						46	416					83	5	3,089	542	2,418	6,600
と く	11 (11)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄	8										3							6		8	17
馬	17 (17)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄	12																	116		5	122
豚	294,949 (294,929)	禁止	4	4																			4
		全部 廃棄	119	18	7				10					34	36		3		9			2	119
		一部 廃棄	224,400									25						250	29	218,944	9,884	14,492	243,624
めん 羊	0 (0)	禁止																					
		全部 廃棄																					
		一部 廃棄																					
山 羊	2,734 (2,734)	禁止																					
		全部 廃棄	2											1			1						2
		一部 廃棄	1,618										365					23		1,108	23	777	2,296

令和 6 年度 事業概要

発行日：令和 7 年 10 月

発行者：沖縄県中央食肉衛生検査所

〒901-1202 南城市大里字大里 2015

TEL 098-945-3000 / FAX 098-946-2690

xx024110@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県北部食肉衛生検査所

〒905-0015 名護市大南 1-13-11

TEL 0980-52-1165 / FAX 0980-52-3791

xx024120@pref.okinawa.lg.jp

印刷所：有限会社アトム印刷

